

# 出雲崎町地域防災計画

(資料編)

令和5年2月修正

出雲崎町防災会議



# 目 次

<b>1 防災組織に関する資料</b> .....	<b>1</b>
1-1 出雲崎町防災会議委員.....	2
1-2 出雲崎町防災会議条例.....	3
1-3 出雲崎町災害対策本部条例.....	5
1-4 出雲崎町消防団の設置等に関する条例.....	6
1-5 出雲崎町消防団規則.....	7
1-6 出雲崎町消防団の編成及び管轄区域.....	11
1-7 機関・団体等一覧.....	13
<b>2 応急救助及び被災者支援等に関する資料</b> .....	<b>16</b>
2-1 出雲崎町災害救助条例.....	17
2-2 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例.....	18
2-3 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	22
2-4 出雲崎町罹災証明書取扱規程.....	43
<b>3 災害の備えに関する資料</b> .....	<b>46</b>
3-1 指定避難所.....	47
3-2 指定緊急避難場所.....	49
3-3 要配慮者利用施設一覧.....	52
3-4 臨時ヘリポート適地.....	53
3-5 避難路.....	55
3-6 備蓄品.....	57
3-7 職員の特殊技能その他取得状況.....	62
3-8 町有自動車一覧.....	63
3-9 災害時応援協定一覧.....	65
3-10 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定.....	69
3-11 出雲崎町防災行政無線局管理運用規程.....	80
<b>4 危険区域に関する資料</b> .....	<b>88</b>
4-1 土砂災害（特別）警戒区域.....	89
4-2 土石流発生危険溪流.....	96
4-3 地すべり危険箇所.....	97
4-4 急傾斜地崩壊危険箇所.....	98
4-5 山地に起因する災害危険箇所.....	100
4-6 保安林指定箇所.....	105
4-7 雪崩発生危険箇所.....	107

4-8	河川関係重要水防箇所.....	108
4-9	海岸保全区域指定箇所.....	109
4-10	宅地等浸水危険箇所.....	110
4-11	最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積.....	111

## その他添付資料

出雲崎町原子力災害に備えた屋内退避・避難計画（Ver. 1）

出雲崎町避難行動要支援者避難支援計画

災害時職員初動対応マニュアル

避難所開設・運営マニュアル

消防団活動マニュアル

---

---

# 1 防災組織に関する資料

---

---

## 1-1 出雲崎町防災会議委員

条例区分	所属機関	職名	連絡電話番号	備考
会長	出雲崎町	町長	(78)3111	
1号	長岡地域振興局	地域整備部長	(38)2617	
		健康福祉環境部長	(33)4390	
2号	与板警察署	署長	(72)0110	
3号	出雲崎町議会	議長	(78)3112	
4号	出雲崎町	副町長	(78)3111	
		出納室長	(78)3113	
		総務課長	(78)2290	
		町民課長	(78)2292	
		保健福祉課長	(78)2293	
		こども未来室長	(86)5580	
		産業観光課長	(78)2295	
		建設課長	(78)2296	
		議会事務局長	(78)3112	
		教育委員会教育課長	(78)2250	
5号	出雲崎町教育委員会	教育長	(78)2250	
6号	出雲崎町消防団	消防団長	(78)2290	
7号	柏崎市消防本部	消防長	0257(24)1500	
8号	東日本電信電話(株)新潟支店	支店長	025(227)6802	
	東北電力ネットワーク(株)柏崎電力センター	所長	0257(22)3961	
9号	大字川西自主防災会	防災会長		

## 1-2 出雲崎町防災会議条例

平成10年3月25日  
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、出雲崎町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 出雲崎町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の規定に基づき、町長の諮問に応じて水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 新潟県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 2人
  - (2) 新潟県警察官のうち町長が任命する者 1人
  - (3) 町議会議長
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者(出向職員を含む。) 12人以内
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 柏崎市消防本部の職員のうちから町長が任命する者 1人
  - (8) 指定地方公共機関又は指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者 2人
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 1人
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員、関係指定公共機関の職員及び識見を有する者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。  
(出雲崎町防災会議条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 出雲崎町防災会議条例(昭和38年12月28日制定)
  - (2) 出雲崎町水防協議会条例(昭和58年出雲崎町条例第15号)

附 則(平成11年3月23日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月23日条例第4号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-3 出雲崎町災害対策本部条例

昭和44年6月27日  
条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、出雲崎町災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を、指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-4 出雲崎町消防団の設置等に関する条例

昭和41年6月16日  
条例第21号

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第9条の規定に基づき、次の消防団を設置する。

出雲崎町消防団

2 前項の消防団の区域は、出雲崎町の区域とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-5 出雲崎町消防団規則

昭和41年6月18日  
規則第10号

(趣旨)

第1条 消防団の組織、所掌事務及び管轄区域並びに消防団員の階級、訓練、礼式及び服制等に関しては、この規則の定めるところによる。

(消防団の組織)

第2条 消防団に団本部（以下「本部」という。）及び分団を置く。

- 2 本部に必要な応じ隊を置くことができる。
- 3 分団に部を置く。
- 4 部に班を置く。

(本部)

第3条 本部は、命令の伝達、災害情報の収集、応援消防隊との連絡、消防団員の教養及び訓練その他消防団の庶務を所掌する。

- 2 団長は、本部の事務を統轄し、所属の本部員を指揮監督する。
- 3 本部員は、副団長、訓練部長、技術部長及び予防部長とする。
- 4 隊は、本部の事務を分掌する。

(分団)

第4条 分団は、火災の予防及び警戒、消火の活動その他災害防除業務を所掌する。

- 2 部及び班は、分団の事務を分掌する。
- 3 分団の管轄区域は、別表第1のとおりとする。

(副団長)

第5条 消防団に1名の副団長を置く。

- 2 副団長は、消防団長を補佐して消防団の事務を整理し、団長に事故があるときは、その職務を代理する。

(分団長等)

第6条 分団に分団長を置く。

- 2 分団長は、上司の命を受けて分団の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。
- 3 分団に1名の副分団長を置く。
- 4 副分団長は、分団長を補佐して分団の事務を整理する。

(隊長等)

第7条 隊に隊長を置く。

- 2 隊長は、上司の命を受けて隊の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。
- 3 隊に必要な応じ副隊長を置くことができる。
- 4 副隊長は、隊長を補佐して隊の事務を整理する。

(部長)

第8条 部に部長を置く。

- 2 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

(班長)

第9条 班に班長を置く。

- 2 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

(特別団員)

第10条 分団長は、消防団員として5年以上職務に従事し、又は班長以上の経験を有する者で、特別団員の職務を遂行するために必要な知識及び技術を有する者を様式第1号により消防団長に推薦することにより、特別団員を置くことができる。

- 2 特別団員の数は、18名とする。
- 3 特別団員の職務は、水火災、その他災害への対応・救助に係る活動及び機械器具取扱い訓練と

する。ただし、行事・予防広報への出勤を妨げない。

(任期)

第10条の2 団長、副団長、訓練部長、技術部長、予防部長、分団長及び副分団長の任期は、2年とする。ただし、上位の階級に欠員が生じて昇任する場合はこの限りでない。

2 任期が満了した場合は再任を妨げず、任期は1年とする。

3 前2項の者に欠員を生じて新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間に1年を加えた期間とする。

(最高幹部会議)

第10条の3 最高幹部会議は、消防団の事業及び運営等に関する最高意思決定機関とする。

2 最高幹部会議は、団長、副団長、訓練部長、技術部長、予防部長、分団長及び副分団長をもって構成し、団長が招集する。

3 会議の議長は、団長がこれに当たる。

4 分団長並びに副分団長は、会議決定事項を所属団員に周知徹底を図る。

(消防団員の階級)

第11条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団の長の職にある者の階級は、団長とする。

3 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、別表第2のとおりとする。

(分限及び懲戒の手續)

第12条 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年出雲崎町条例第20号。以下「条例」という。)第5条の規定に該当するものとして、町長又は消防団長(以下「任命権者」という。)が消防団員の意に反する降任又は免職の処分を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

2 任命権者は、条例第6条の規定に該当するものとして、戒告、停職又は免職を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

3 前項の場合において、停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

4 停職者は、停職期間中においてはいかなる報酬等も支給されない。

(訓練及び礼式)

第13条 消防団員の訓練及び礼式は、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)の定めるとおりとする。

(服制)

第14条 消防団員の服制は、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)の定めるとおりとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、消防団に関して必要な事項は、訓令で定める。

附 則

この規則は、昭和41年6月18日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年2月19日規則第4号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日規則第4号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月22日規則第4号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月21日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年4月5日規則第12号)

この規則は、平成25年4月6日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日規則第 4 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 24 日規則第 13 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 6 日から施行する。

#### 別表第 1（第 4 条関係）

分団	管轄区域（大字）
第 1 分団	勝見、尼瀬、住吉町、石井町、羽黒町、鳴滝町、木折町、井鼻、久田
第 2 分団	乙茂、大寺、馬草、沢田、上中条、藤巻、滝谷、柿木、神条、吉川
第 3 分団	大門、川西、松本、山谷、大釜谷、小釜谷、別ヶ谷、立石、中山、米田、小竹、上野山
第 4 分団	船橋、稲川、田中、市野坪、豊橋、常楽寺、小木、相田、吉水、桂沢

#### 別表第 2（第 11 条関係）

消防団員の職別	階級
副団長	副団長
訓練部長	分団長
技術部長	分団長
予防部長	分団長
分団長	分団長
副分団長	副分団長
隊長	部長
部長	部長
副隊長	班長
班長	班長
その他の消防団員	団員

様式第1号(第10条関係)

特別団員推薦書

所	属	第 分団 第 部
氏	名	
消 防 団 員 履 歴		
配 属 年 月 日		年 月 日

上記の団員を特別団員として推薦いたしますので承認くださるようお願いします。

年 月 日

職氏名 第 分団長

出雲崎町消防団長 様

承認許可

団長

部長	係

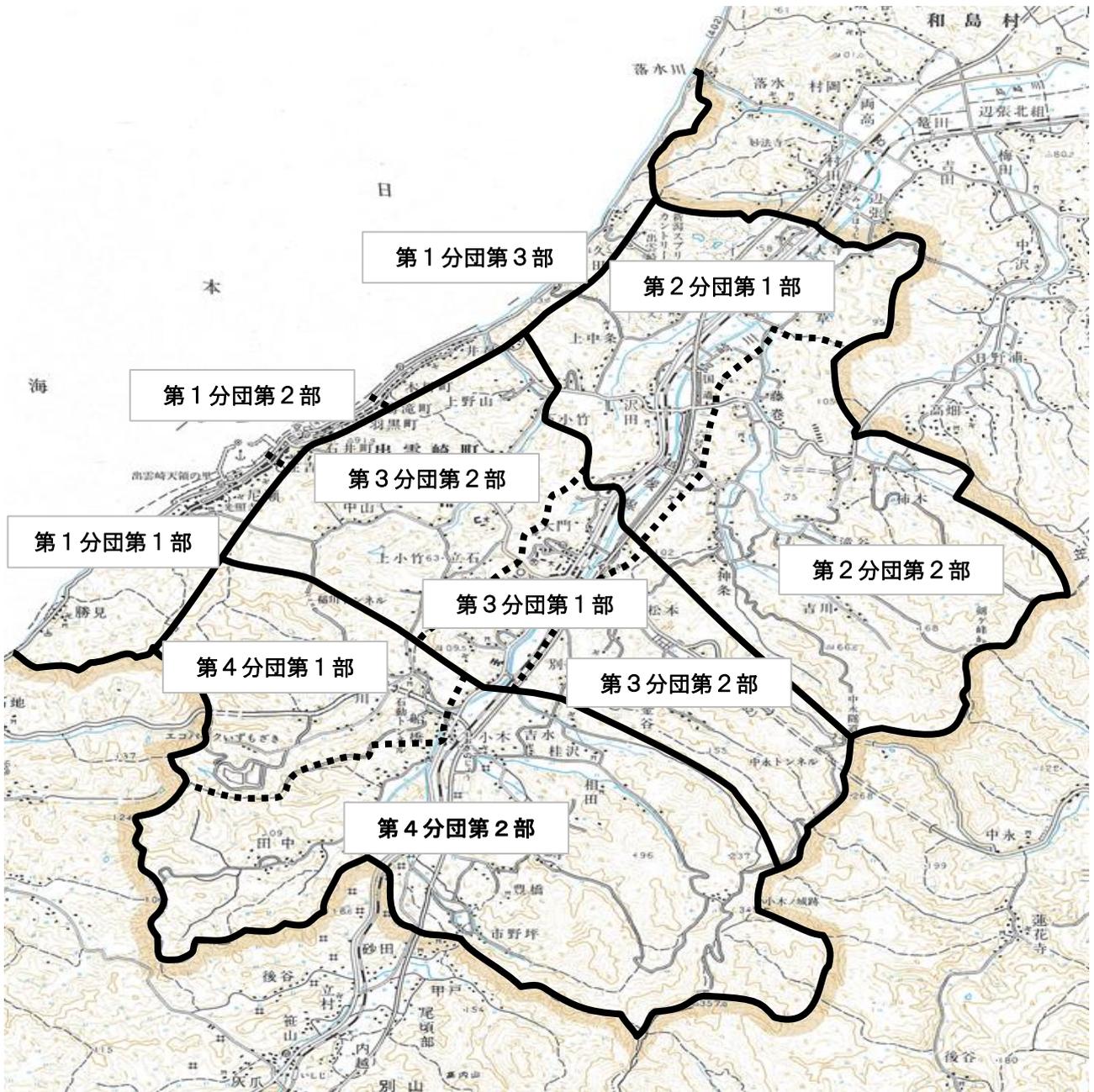
## 1-6 出雲崎町消防団の編成及び管轄区域

### 1 編成及び管轄区域

令和4年4月6日現在

分団名	部名(班数)	管轄区域(大字)	定数	機械器具の種類
本部	団長、副団長(教育主幹)、訓練部長、技術部長、予防部長		5	
	(町職員消防部隊)		-	普通積載車 軽積載車
第1分団	分団長、副分団長		2	
	第1部(2)	勝見、尼瀬	17	軽積載車
	第2部(2)	住吉町、石井町、羽黒町	17	普通積載車
	第3部(2)	鳴滝町、木折町、井鼻、久田	16	軽積載車
第2分団	分団長、副分団長		2	
	第1部(2)	馬草、乙茂、大寺、沢田、上中条	18	軽積載車
	第2部(2)	藤巻、滝谷、柿木、神条、吉川	18	普通積載車
第3分団	分団長、副分団長		2	
	第1部(1)	大門、川西	12	普通積載車
	第2部(2)	立石、中山、米田、小竹、上野山、松本、山谷、大釜谷、小釜谷、別ヶ谷	16	軽積載車
第4分団	分団長、副分団長		2	
	第1部(1)	稲川	11	軽積載車
	第2部(2)	船橋、田中、市野坪、桂沢、吉水、豊橋、小木、常楽寺、相田	16	軽積載車 普通積載車
※小型動力ポンプ付積載車14台(普通自動車5台、軽自動車9台)			158	

2 管轄区域図



## 1-7 機関・団体等一覧

令和5年1月1日現在（順不同）

機関・団体名等	電話番号	F A X 番号	摘要
国関係 北陸農政局新潟農政事務所 第九管区海上保安本部 長岡労働基準監督署 長岡国道事務所 長岡国道事務所柏崎維持出張所 原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所	(27) 2011 025(285) 0118 (33) 8711 (36) 4551 0257(22) 2159 0257(23) 9798	     0257(23) 8632	
県関係 防災局危機対策課 防災局原子力安全対策課 長岡地域振興局地域整備部 長岡地域振興局保健福祉環境部 長岡地域振興局農林振興部 長岡地域振興局企画振興部 与板維持管理事務所維持管理課	025(282) 1638 025(282) 1695 (38) 2617 (33) 4930 (38) 2600 (38) 2507 (72) 3185	025(282) 1640 025(285) 2975 (38) 2676 (33) 4933 (38) 2672 (38) 2548	
県警察関係 与板警察署 出雲崎駐在所	(72) 0110	(72) 3451	
事務委託関係 柏崎市消防本部 柏崎市消防署出雲崎分遣所 鳥越クリーンセンター 与板無憂苑斎場 ○アオーレ長岡総合窓口開設時間中 平日：午前8時30分～午後5時15分 土日祝：午前9時～午後5時 ⇒長岡市役所市民課 ○上記時間以外 ⇒アオーレ長岡管理事務所	0257(24) 1500 (78) 2576 (47) 1100  0258(39) 7514 0258(35) 1122	  (47) 2604  0258(34) 9541 0258(35) 1125	
県内市村災害時相互応援協定関係 長岡市危機管理防災本部 長岡市原子力安全対策室 柏崎市市民生活部防災・原子力課 小千谷市危機管理課 見附市企画調整課 刈羽村総務課 関川村総務課	(39) 2262 (39) 2305 0257(21) 2316 (83) 3515 (62) 1700 0257(45) 3912 0254(64) 1476	(39) 2283 (39) 2283 0257(21) 5980 (83) 2789 (63) 1006 0257(45) 2818 0254(64) 0079	
県外市町村災害時相互応援協定関係 福島県柳津町	0241(42) 2112	0241(42) 3470	

群馬県富岡市	0274(62)1511	0274(62)0357	
宮城県蔵王町	0224(33)2211	0224(33)4159	
秋田県東成瀬村	0182(47)3403	0182(47)3360	
長野県下條村	0260(27)2311	0260(27)3536	
長野県大桑村	0264(55)3080	0264(55)4134	
岐阜県海津市	0584(53)4949	0584(53)3636	
大阪府河南町	0721(93)2500	0721(93)4691	
奈良県五條市	0747(22)4001	0747(25)0211	
奈良県野迫川村	0747(37)2101	0747(37)2107	
奈良県十津川村	0746(62)0001	0746(62)0210	
徳島県牟岐町	0884(72)3411	0884(72)2716	
熊本県錦町	0966(38)1111	0966(38)1575	
宮崎県高原町	0984(42)2112	0984(42)4623	
町外関係			
東日本電信電話(株)新潟支店災害対策室	025(227)6802	025(226)8770	
(株)NTTドコモ新潟支店	025(241)0020		
東北電力ネットワーク(株)柏崎電力センター	0257(22)3961	0257(32)0036	
○(夜間休日)ネットワークコールセンター	0120-175-366		
東日本旅客鉄道(株)柏崎駅	0257(22)2256		
新潟日報柏崎支局	0257(23)4177		
中越農業共済組合三島支所	0256(98)3121		
中越よつば森林組合	(21)4525		
(一社)新潟県LPガス協会長岡支部長	(52)1133	(53)5171	(株)炭吉商店
(一社)新潟県測量設計業協会	025(267)1110	025(233)2750	
(株)アクティオ長岡営業所	(29)2515	(29)1485	
NPO法人コメリ災害対策センター	025(371)4185	025(371)4151	
(株)伊藤園新潟西部支店	025(264)4911	025(264)4710	
町内関係			
えちご中越農業協同組合出雲崎支店	(78)3171		
東日本信用漁業協同組合連合会新潟支店	(78)3161		
出雲崎町商工会	(78)2064		
(株)良寛	(78)3105		
佐藤医院	(78)2153		
磯部医院	(78)2053		
出雲崎小学校	(78)2205	(78)2206	
出雲崎中学校	(78)2137	(78)2164	
出雲崎高等学校	(78)3125	(78)2401	
出雲崎こども園	(78)4786	(78)4561	
小木之城保育園	(78)2356	(78)3896	
出雲崎町社会福祉協議会	(41)7133	(41)7134	
特別養護老人ホームやすらぎの里	(78)3311		
ケアハウス出雲崎グレートヒルズ	(41)7600	(41)7610	
蒲原ガス(株)出雲崎営業所(平日)	(78)4678		
蒲原ガス(株)本社(夜間・休日)	0256(72)3337		
佐藤石油店	(78)3141		
(株)中越建設出雲崎松本給油所	(78)4880	(78)2230	

エネクスフリート(株)出雲崎給油所	(78)3300	(78)3266	
(株)伊藤建設出雲崎営業所	(78)4774	(78)4780	
新潟サンリン(株)ライフエイド出雲崎	(78)2130	(78)4600	
(株)大谷建設	(78)3303	(78)3817	
(有)小黒組	(78)2940	(78)2975	
(株)棚橋組	(78)3128	(78)2858	
(株)中越建設	(78)2246	(78)2230	
(株)第四北越銀行出雲崎支店	(78)3121		
柏崎信用金庫出雲崎支店	(78)3101		
新潟大栄信用組合出雲崎支店	(78)2236		
(有)出雲崎交通	(78)2244		
大新潟カントリークラブ出雲崎コース	(78)3711	(78)2217	
(株)佐平次	(78)2116		
割烹仙海	(78)2017		
<b>町関係</b>			
出雲崎町役場	(78)3111	(78)4483	
出雲崎町中央公民館	(78)2250	(78)4559	
出雲崎町民体育館	(78)4700		
海岸公民館	(78)2015		
八手地区農村環境改善センター	(78)3211		
西越地区農村環境改善センター	(78)2280		
越後出雲崎天領の里	(78)4000	(78)4770	
多世代交流館きらり	(86)5580	(86)6466	
ホッと情報館陽だまり	(94)5147		

---

---

## 2 応急救助及び被災者支援等に関する資料

---

---

## 2-1 出雲崎町災害救助条例

昭和 50 年 3 月 22 日  
条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害に際して、町が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第 2 条 この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が 8 世帯以上に達した場合
- (2) 前号の基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し、町長が特に必要と認めた場合
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合

2 前項第 1 号及び第 2 号に定める住家が滅失した世帯数の算定は住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3 世帯をもってそれぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

(救助の種類等)

第 3 条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 応急仮設住宅の設置
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 障害物の除去

2 前項第 5 号、第 6 号及び第 7 号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第 4 条 救助の程度、方法及び期間は災害救助法施行細則(昭和 35 年新潟県規則第 30 号)第 5 条に定める範囲内において行うものとする。

2 町長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間を延長して行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2-2 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月17日

条例第29号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）並びに新潟県災害弔慰金補助及び災害援護資金貸付要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金

#### (災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害又は一の市町村に新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）が適用された場合の同一原因による災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
  - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
    - ア 配偶者
    - イ 子
    - ウ 父母
    - エ 孫
    - オ 祖父母
  - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

#### (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受

けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
  - ウ 住居が半壊した場合 270万円
  - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
  - イ 住居が半壊した場合 170万円
  - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く） 250万円
  - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」

と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、法第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

#### 第5章 補則

(委任規定)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年12月20日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年12月25日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年6月16日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年6月18日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年9月24日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年3月25日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年12月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成23年9月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る

災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月18日条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 2-3 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年6月17日

規則第9号

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年出雲崎町条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては

前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由、その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。

ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

#### 第5章 補則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年9月24日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（令和2年3月16日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条第2項関係)

## 診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女	
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日		
障害の部位			初 診 年 月 日	年 月 日		
既 往 症	既 存 障 害		治 ゆ 年 月 日	年 月 日		
療養の内容及び経過						
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)					
関節運動範囲	部位	種類範囲				
			右			
		左				
		右				
		左				
		右				
		左				
上記のとおり診断します。		病院又は 診療所の	郵便番号	電話番号	局番	
年 月 日	所在地		_____			
	名称		_____			
	診療担当者 氏 名		_____ (印)			

様式第2号(第6条関係)

## 災害援護資金借入申込書

※受付日	※受付番号	※受付者	※貸付番号					
被災日時	年月日時	災害名						
被害の種類	1世帯主の負傷 2住居の全壊 3住居の半壊 4家財の損害	被害場所						
返す方法	年賦	いつまでに返せ ますか	年 月 (回)					
借入申込者について	フリガナ	男・女	年 月 日生 (歳)					
	氏名							
	フリガナ	郵便番号	電話番号					
	現住所	(方)	〒 局番					
	本籍職業	勤務先の名称 と所在地						
世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健康	否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
	収入合計	円		支出合計	円			
資産の状況	土地	(1)住宅 m <sup>2</sup> (2)田畑 m <sup>2</sup> (3)山林 m <sup>2</sup>	住居の状況		(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居			
	建物	(1)自宅 m <sup>2</sup> (2)その他 m <sup>2</sup>	生活保護	年 月 日より受給(生住教医)				
	負債	(内容)	(金額)					
連帯保証人(保証人が書いてください)	氏名		男・女	年 月 日生 (歳)				
	現住所		本籍地					
	職業	月 収	円	申込者との関係	家族数 人			
	資産	土地 (1)住宅 m <sup>2</sup> (2)田畑 m <sup>2</sup> (3)山林 m <sup>2</sup>	勤務先	名称	所在地	電話 局 番		
	建物 (1)自宅 m <sup>2</sup> (2)その他 m <sup>2</sup>							
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況					(状況)			
					(有・無)			
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有・無)			
資金の使途	資金の使い方	総額	円	資金の内訳	合計	円		
		に	円	災害援護資金で		円		
		に	円	手持資金で		円		
		に	円	その他( )で		円		
		に	円					
被害の	被災時の具体的状況		負 傷		全 治	箇月		
	住居の被害		(1)全壊		(2)半壊			
	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額		
	和だんす			婦人用腕時計				
	整理だんす			畳(畳中で畳が被害)				
	洋服だんす			障子				
	鏡台			ふすま				
	腰掛機			小計				
	本箱・本だな			その他被害のあった家財				
	食器戸だな			品名	現在購入に要する費用	被害額		
食卓・茶ぶ台								
げた箱								
照明器具								
じゅうたん								

状 況	の 被 害	扇 風 機					
		石油ストーブ					
		電気やぐらこたつ					
		電 気 冷 蔵 庫					
		電気・ガス炊飯器					
		電気洗たく機					
		電 気 掃 じ 機					
		ミ シ ン					
		電気アイロン					
		自 転 車					
		テ レ ビ					
		ラ ジ オ					
		柱 時 計					
目 覚 し 時 計				小 計			
紳士用服時計				合 計			
<p>上記のとおり災害援護資金を借入れたく申込みます。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借入申込者 (印)</p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 (印)</p> <p>出雲崎町長 様</p>							

様式第3号(第8条第1項関係)

第 号  
年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

受付番号	第 号
貸付金額	円
据置期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	年賦
利 子	年3パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
  - (1) この通知書
  - (2) 同封の借用書
  - (3) あなたの印鑑
  - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

様式第4号(第8条第2項関係)

第 号

年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第5号(第9条関係)

貸付決定番号 第 号

災害援護資金借用書

借用金額 円

利 子 年3%

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法

上記の通り借用いたします。

ついでには、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名 (印)

住 所

保証人氏名 (印)

様式第6号(第12条関係)

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所  
氏 名

出雲崎町長 様

記

貸付番号  
借受人氏名  
貸付けを受けた日  
貸付けを受けた金額  
償還期限  
償還金額  
償還未済額  
繰上償還をする日  
繰上償還をする金額

様式第7号(第13条第1項関係)

## 償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人住所  
氏名 (印)連帯保証人住所  
氏名 (印)

出雲崎町長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	筒月 ただし 年 月 日 第 回 償還以降
	償還方法	年賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期 間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号(第13条第2項関係)

第 号

年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から カ月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号(第13条第3項関係)

第 号

年 月 日  
様

出雲崎町長 (印)

支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由  
で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

(不承認の理由)

様式第10号(第14条第1項関係)

## 違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人 住所

氏名

(印)

連帯保証人 住所

氏名

(印)

出雲崎町長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号(第14条第2項関係)

第 号

年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除致します。

様式第12号(第14条第3項関係)

第 号

年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計  
円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急  
償還を願います。

様式第13号(第15条第1項関係)

## 災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円(償還未済額の全部一部で)				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ氏名		男・女	年 月 日生	
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係 勤務先及び所在地		職業		
借受人又はその相続人	フリガナ氏名		男・女	年 月 日生	
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務地及び所在地		
保証人	氏名		男・女	年 月 日生	
	現住所		借受人との関係		
	職業		勤務地及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 出雲崎町長 様 免除申請者 (印)					

様式第14号(第15条第3項関係)

第 号

年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
-----	---

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

様式第15号(第15条第4項関係)

第 号

年 月 日

出雲崎町長 (印)

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第16号(第17条関係)

## 氏名等変更届

貸付番号		
借受人	氏名	
	住所	
連帯保証人	氏名	
	住所	
<input type="radio"/> で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人(又は同居の親族) 住所 氏名 (印)</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住所 氏名 (印)</p> <p>出雲崎町長 様</p>		

- 様式第1号 (第5条第2項関係)
- 様式第2号 (第6条関係)
- 様式第3号 (第8条第1項関係)
- 様式第4号 (第8条第2項関係)
- 様式第5号 (第9条関係)
- 様式第6号 (第12条関係)
- 様式第7号 (第13条第1項関係)
- 様式第8号 (第13条第2項関係)
- 様式第9号 (第13条第3項関係)
- 様式第10号 (第14条第1項関係)
- 様式第11号 (第14条第2項関係)
- 様式第12号 (第14条第3項関係)
- 様式第13号 (第15条第1項関係)
- 様式第14号 (第15条第3項関係)
- 様式第15号 (第15条第4項関係)
- 様式第16号 (第17条関係)

## 2-4 出雲崎町罹災証明書取扱規程

平成19年3月30日  
規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、風水害等の災害によって生じた被害の証明書の取扱の基準について定める。

(証明書の交付)

第2条 町長は、罹災者、その他町長が適当と認める者から、罹災証明書交付申請書(様式第1号)が提出されたときは、その内容を審査し、罹災物件が確実な証拠によって立証できる場合又は調査職員の現場確認等により確認することができる場合に罹災証明書を交付するものとする。

2 前項の罹災証明書は、内閣府の定める様式に基づくものとする。

3 町長は、被災者、その他町長が適当と認める者から被災届出・証明願(様式第2号)が提出されたときは、その内容を審査し、被災物件が確実な証拠によって立証できる場合又は調査職員の現場確認等により確認することができる場合に被災した事実を証明する被災証明書を交付するものとする。

(様式の特例)

第3条 罹災証明書等の様式がその提出先において特に定めたものがある場合は、これを前条の規定に定める罹災証明書等とみなして処理することができる。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、証明について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月23日規程第11号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年1月7日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の出雲崎町罹災証明書取扱規程は、令和2年7月3日以後に発生した風水害等によって生じた被害について適用する。

様式第1号(第2条関係)

## 罹災証明書交付申請書

出雲崎町長 様

(申請日)

年 月 日

※太枠内を記入してください。

罹災原因	による。					
申請者	住所					
	電話番号					
	フリガナ 氏名	罹災者との関係				□本人 □親族 □その他( )
罹災者	住所 □申請者と同じ					
	フリガナ 氏名	□申請者と同じ				
罹災世帯の 構成員 (貸家の場合は 不要)	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
罹災場所等 (アパート等の名 称、室番号も記入し てください。)	新潟県三島郡出雲崎町大字 □申請者住所と同じ					
	□住家 □非住家 □その他( )					
	□持家 □借家(所有者住所 氏名 ) □貸家					
調査済証整理番号						

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委 任 状	
	年 月 日
出雲崎町長 様	
上記申請者 _____ に罹災証明書の請求・受領について委任します。	
	住 所
	委任者
	氏 名

〈町確認欄〉		【罹災証明書関連 本人確認欄】	
本人 確認 書類	<input type="checkbox"/> 住基	<input type="checkbox"/> 外国人登録証	発行された証明書の内容に同意して、 罹災証明書を受領しました。
	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 納税通知書	
	<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 職員確認	罹災証明書の内容について、町が他の 支援業務に活用することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 住基カード	<input type="checkbox"/> その他( )	
備考			



---

---

## 3 災害の備えに関する資料

---

---

### 3-1 指定避難所

#### 1 指定避難所一覧

令和4年4月1日現在

No.	名称	住所	連絡先 (0258)	避難所種別					収容 人員	備考
				風水害	津波高潮	地震	原子力	福祉避難所		
①	越後出雲崎天領の里	尼瀬6-57	78-4000	◎					36	
②	新潟漁業協同組合 出雲崎支所	尼瀬無番地	78-3161	○					78	未耐震化
③	北国街道妻入り会館	尼瀬166	78-3700	○					28	
④	海岸公民館	羽黒町431-1	78-2015	◎		○			128	海拔8m
⑤	井鼻地区コミュニティ消防センター	井鼻682	-	○					26	
⑥	大新潟カントリークラブ 出雲崎 コース	乙茂588甲	78-3711	○	○ ※	○ ※			170	※緊急避難場所 を兼ねる
⑦	西越地区農村環境改善 センター	沢田439-1	78-2280	◎	◎	◎	◎		156 ※111	※原子力災害時
⑧	藤巻地区コミュニティ消防センター	藤巻300	-	○	○	○			30	
⑨	保健福祉総合センター ふれあいの里	大門394-1	41-7133	○	○	○	◎	○	56 228※	ボランティアセンター ※原子力災害時
⑩	出雲崎小学校	川西12	78-2205	△	△	△	△		470	
⑪	出雲崎中学校	米田745	78-2137	△	△	△	△		608	
⑫	多世代交流館きらり	米田395	86-5580	○	○	○		○	80	
⑬	出雲崎町中央公民館	米田281-1	78-2250	◎	◎	◎	◎		252	
⑭	出雲崎町民体育館	米田281-1	78-4700	○	○	○	○		598	
⑮	川東地区コミュニティ消防センター	別ヶ谷500-30	-	○	○	○			44	
⑯	八手地区農村環境改善 センター	船橋473甲	78-3211	◎	◎	◎	◎		184	

凡例) ◎：優先開設 ○：状況により開設 △：通常開設しないが、場合により開設も有りうる

注) 原子力災害時の町内指定避難所については一時的なものであり、長期的な避難生活については広域避難先市町村となる。

2 指定避難所位置図



## 3-2 指定緊急避難場所

## 1 津波の際の指定緊急避難場所一覧

令和4年4月1日現在

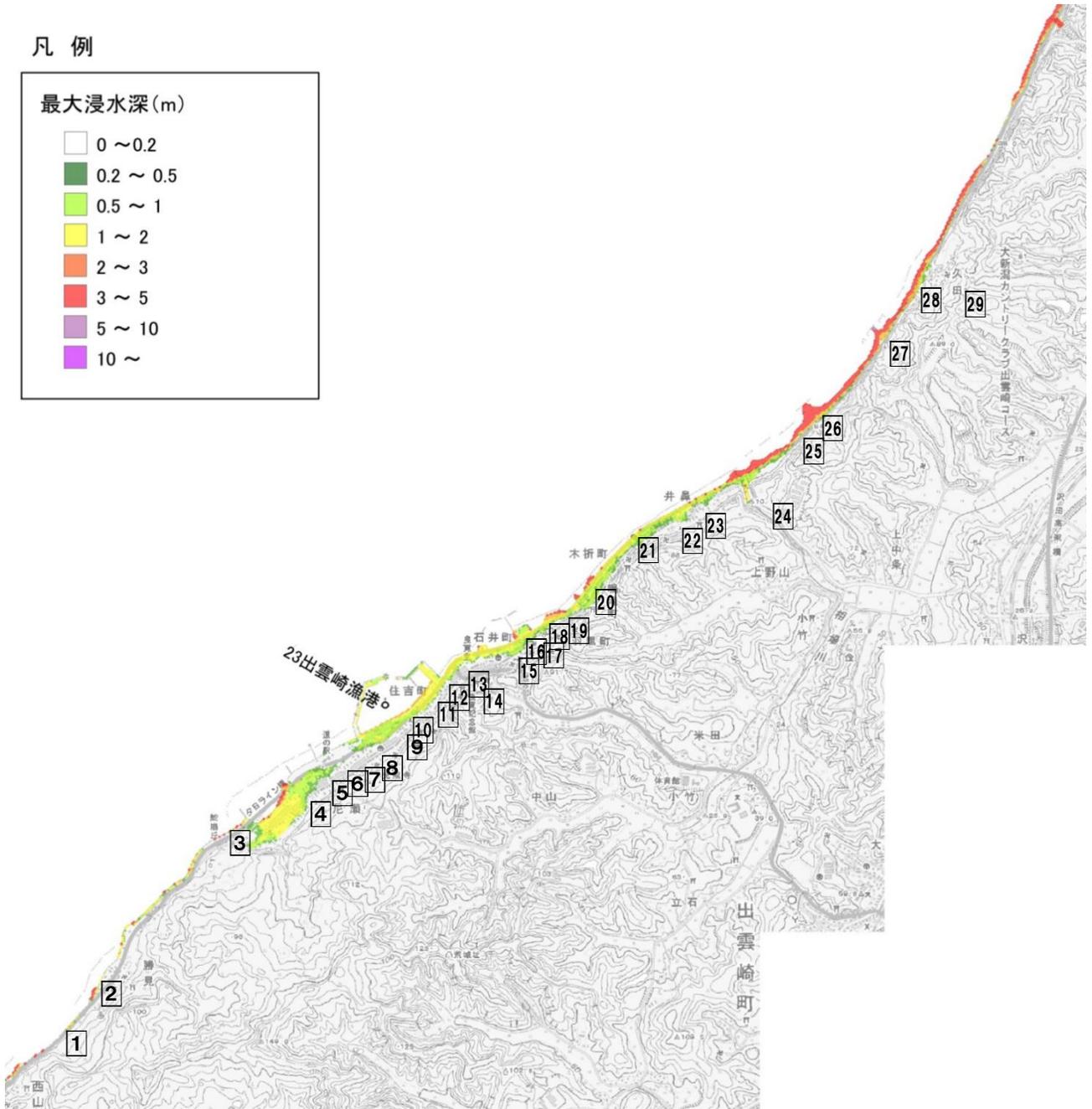
No.	名称	主な対象町内名	連絡先	海拔 (m)	面積 (㎡)	建物 使用	備考
1	勝見高台	勝見	—	18	167	—	
2	山王神社		—	13	49	○	
3	蛇崩高台	尼瀬1区	—	10	100	—	
4	渋川臨海学校跡地	尼瀬1区～3区 (天領の里)	—	24	2,015	—	
5	諏訪神社		—	15	1,178	×	
6	善勝寺	諏訪本町 伊勢町 (天領の里)	78-2088	13	1,500	○	
7	光照寺		78-3010	12	115	○	
8	神明神社		—	17	1,510	×	
9	稻荷神社	稻荷町 岩船町	—	20	333	×	
10	徳正寺		78-2093	16	132	△	
11	出雲崎こども園脇高台	住吉町	—	30	50	—	
12	円明院		78-2319	15	82	○	
13	石井神社	石井町全区	—	26	29	×	
14	旧出雲崎小学校		78-2021	36	2,000	○	
15	善乗寺裏高台(国道352号)	羽黒町全区	—	25	100	—	
16	羽黒神社		—	15	1,163	×	
17	光照寺		78-2351	15	184	○	
18	福巖寺		78-2302	14	247	○	
19	運行寺		78-2414	16	115	○	
20	鳴滝町1区高台	鳴滝町全区 木折町全区	—	26	2,000	—	
21	木折町津波緊急避難場所	木折町2区 井鼻1・2区	—	12	12	—	
22	井鼻3・4区裏高台(消防センター側裏山)	井鼻全区	—	20	30	—	
23	井鼻3・4区裏高台(二荒山神社裏)		—	24	100	—	
24	県道出雲崎・柿の木・小島谷線高台		—	20	2,000	—	

No.	名称	主な対象町内名	連絡先	海拔 (m)	面積 (㎡)	建物 使用	備考
25	高崎テニスクラブ	井鼻3・4区 (井鼻海水浴場)	—	16	5,000	△	
26	海の家ネットワーク宿泊旅館	久田 (井鼻海水浴場)	78-2100	18	2,000	○	
27	旧富岡臨海学校		—	19	574	×	
28	諏訪神社	久田	—	25	148	○	
29	大新潟カントリークラブ 出雲崎コース		78-3711	75	1,300	○	兼指定避難所

※指定緊急避難場所以外でも、近くの高台に避難してください。

凡例) ○：建物開放しやすい場所 △：建物を使用して良いが、開放しづらい場所  
×：建物使用不可

2 津波の際の指定緊急避難場所位置図及び新潟県南西沖地震発生時津波浸水想定図  
(最大浸水深)



### 3-3 要配慮者利用施設一覧

#### 1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

NO	施設名	住所	電話番号	土砂災害の種類	想定避難場所
1	出雲崎こども園	出雲崎町大字 住吉町 551	(78) 4786	急傾斜地の崩壊	海岸公民館
2	ケアハウス出雲崎グレートヒルズ	出雲崎町大字 上中条 14-4	(41) 7600	急傾斜地の崩壊	西越地区農村環境改善センター
3	小木之城保育園	出雲崎町大字 船橋 469-1	(78) 2356	急傾斜地の崩壊	八手地区農村環境改善センター
4	ふれ愛サポートセンター いずもざき	出雲崎町大字 米田 16	(78) 2730	地すべり	中央公民館
5	出雲崎町デイサービスセンター	出雲崎町大字 大門 394-1	(41) 7155	急傾斜地の崩壊	デイサービスセンター 紙ふうせん
6	出雲崎町放課後児童クラブ	出雲崎町大字 川西 12	(78) 2250	急傾斜地の崩壊、 地すべり	中央公民館
7	新潟県立出雲崎高等学校	出雲崎町大字 大門 71	(78) 3125	急傾斜地の崩壊、 地すべり	中央公民館
8	出雲崎町立出雲崎小学校	出雲崎町大字 川西 12	(78) 2205	急傾斜地の崩壊、 地すべり	中央公民館

#### 2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

NO	施設名	住所	電話番号	浸水深	想定避難場所
1	出雲崎こども園	大字住吉町 551	(78) 4786	30cm 未満	中央公民館
2	小木之城保育園	大字船橋 469-1	(78) 2356	50cm 未満	八手地区農村環境改善センター

### 3-4 臨時ヘリポート適地

#### 1 臨時ヘリポート適地一覧

令和4年4月1日現在

No.	施設名	幅×長さ (m)	住所地	施設代表者	電話番号	FAX 番号	指定 避難所 との兼用	仮設住宅 建設予定 地と兼用
①	天領の里広場	60 × 50	尼瀬 6-57	町長	(78) 4000	(78) 4770	○	
②	町民野球場	100 × 100	米田 281-1	教育長	(78) 2250	(78) 4559	○	
③	出雲崎中学校グランド	120 × 90	米田 745	校長	(78) 2137	(78) 2164	○	
④	出雲崎小学校グランド	90 × 60	川西 12	校長	(78) 2205	(78) 2206	○	
⑤	出雲崎高等学校グランド	140 × 90	大門 71	校長	(78) 3125	(78) 2401		
⑥	国土交通省 出雲崎除雪基地	50 × 50	船橋 499-11	国土交通省	0257 (22) 2159			

2 臨時ヘリポート適地位置図



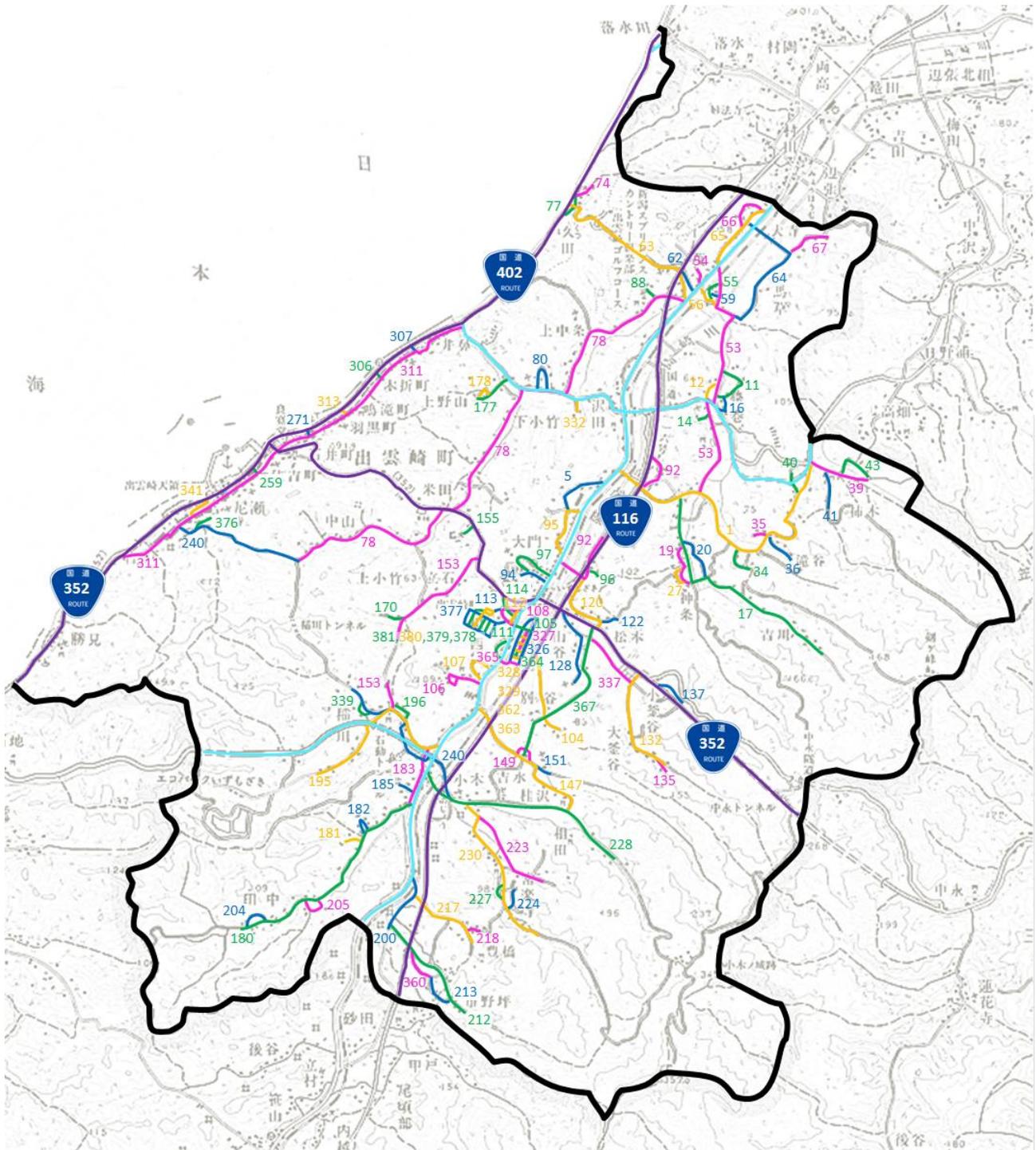
## 3-5 避難路

## 1 避難路一覧

平成27年4月1日現在

番号	路線名	番号	路線名	番号	路線名
海岸地区		92	大門沢田藤巻線	379	てまり団地3号線
74	久田4号線	332	上中条12号線	380	てまり団地4号線
77	久田7号線	中越地区		381	てまり団地5号線
240	尼瀬稻川線	5	日山池ノ尻線	八手地区	
271	羽黒町10号線	78	上中条米田中山線	147	吉水桂沢線
306	連絡道路木折町線	92	大門沢田藤巻線	149	前田線
307	連絡道路井鼻線	94	駅前線	151	吉水線
311	海岸線	95	ふどの線	153	立石稻川線
313	太古七線	96	入り線	180	船橋田中線
341	尼瀬9号線	97	門前線	181	吉ヶ入線
376	尼瀬21号線	104	川西別ヶ谷線	182	南谷線
西越地区		105	大坪線	183	矢郷橋線
1	六郎女線	106	山ノ谷線	185	船橋2号線
11	屋敷ノ入線	107	中ノ谷線	195	中田線
12	中ノ坪線	108	太屋線	196	大清水線
14	江入線	111	川西3号線	204	此ノ入線
16	藤巻1号線	112	川西4号線	205	倉ノ谷線
17	神条吉川線	113	川西5号線	210	市野坪砂田線
19	前田線	114	川西6号線	212	市野坪線
20	清水尻線	120	松本大門線	213	仲田線
27	神条6号線	122	前田釜ぶた線	217	豊橋線
34	打越線	128	山谷線	218	豊橋常楽寺線
35	前田線	132	大釜谷西線	223	仏長線
36	北山線	135	大釜谷3号線	224	水川内線
39	柿木高畑線	137	小釜谷線	227	杉ノ入線
40	前田線	153	立石稻川線	228	小木相田線
41	繁道線	155	立石2号線	230	小木常楽寺線
43	沖田線	170	石畑1号線	240	尼瀬稻川線
53	乙茂藤巻神条線	177	上野山線	315	下相田線
54	赤坂線	178	前原線	339	稲川滝ヶ入線
55	宮下線	326	川東1号線	360	横枕線
56	街道畑線	327	川東2号線	367	山谷相田線
59	乙茂3号線	328	川東3号線	国県道等	
62	稲場線	329	川東4号線	国道116号	
63	乙茂久田線	337	山谷小釜谷線	国道352号	
64	大寺馬草線	362	川東5号線	国道402号	
65	大寺乙茂線	363	川東6号線	県道寺泊西山線	
66	中村線	364	川東7号線	県道出雲崎柿の木小島谷線	
67	吉浦線	365	川東8号線	県道出雲崎石地線	
78	上中条米田中山線	367	山谷相田線	県道久田小島谷線	
80	坂ノ谷線	377	てまり団地1号線	臨港道路	
88	上中条8号線	378	てまり団地2号線		

## 2 避難路網図



## 3-6 備蓄品

## 1 備蓄品一覧（令和5年1月1日現在）

## (1) 出雲崎町役場

区分	品目	数量	備考
主食	アルファ化米(白飯)	200食	アレルギー 27品目未使用
	アルファ化米(白飯)	250食	低グルテリン米
	アルファ化米(白飯以外)	750食	
	アルファ化米(白飯以外)	400食	アレルギー 27品目未使用
	アルファ化米(おかゆ)	588食	
	パックごはん	240食	
	クラッカー	210食	
	ハーベスト	48食	
	パン	240食	
	うどん	30食	
	ラーメン	150食	
副食品	レトルトカレー	240食	
	ハンバーグ	200食	
	肉じゃが	150食	
	野菜スープ	144食	
	ひじき煮	200食	
その他食品	粉ミルク	600食	0～9か月未満児用
	フォローアップミルク	300食	9～18か月未満児用
飲料水	500ml ペットボトル	1,656本	
寝具	毛布	115枚	
資機材	テント	2張	2間×3間
	テント	1張	3m×4.5m
	テント	1張	3m×3m
	発電機	1基	100V/22A 軽油
	発電機	1基	100V/16A ガソリン
	発電機	1基	100V/9A ガソリン
	投光器	2台	LED800W
	投光器	1台	LED120W
	ドラムリール	2台	30m
	懐中電灯	5個	
	ラジオ	1台	
資機材(消耗品)	ブルーシート	300枚	2間×3間
	土のう袋	1,800枚	
	吸水性土のう	40袋	
光熱材料	発熱剤	200セット	
感染症予防資機材	マスク	9,250枚	
	保護メガネ	20本	
	ゴム手袋	2,000枚	
	レインコート	350着	
	消毒液	70ℓ	
	フェイスシールド	400個	

区分	品目	数量	備考
	プラスチックガウン	150 着	
	シューカバー	200 枚	
	アイソレーションキャップ	200 枚	
	非接触型皮膚赤外線体温計	14 個	
原子力防 災資機材	サーベイメータ(シンチ式)	1 台	県貸与
	サーベイメータ(電離箱)	3 台	県貸与
	サーベイメータ(GM式)	3 台	県貸与
	簡易サーベイメータ	1 台	町1台所有
原子力防 災資機材 (消耗品)	ポケット線量計	58 台	県貸与
	可搬型衛星携帯電話	2 台	県貸与
	携帯電話	2 台	県貸与
	タイベックスーツ	174 着	県貸与
	アノラック	58 着	県貸与
	オーバーシューズ	174 足	県貸与
	綿手袋	360 枚	県貸与
	ゴム手袋	540 枚	県貸与
	防護メガネ	58 本	県貸与
	防護マスク	58 個	県貸与
	防護マスク吸収缶	232 本	県貸与
	使い捨て式防塵マスク	57 個	県貸与
生理用品	ナプキン	4 セット	1 セット：昼用 28 枚、夜用 15 枚

(2) 海岸公民館

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	140 枚	
	エアロマット	40 枚	
防寒・ 採暖用具	アルミ救急シート	100 枚	
トイレ	携帯トイレ	300 袋	大は 2 袋で 1 回
	簡易トイレ	2 つ	
	簡易トイレ用テント	2 張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1 つ	
	トイレ用手すり	1 つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1 張	
資機材	発電機	1 基	100V/16A ガソリン
	投光器	1 台	
	ランタン	6 台	
	ドラムリール	1 台	20m
	懐中電灯	4 個	
	ラジオ	2 台	
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15 袋	
	200ポリタンク	3 個	
感染症予 防資器材	マスク	250 枚	
	非接触型皮膚赤外線体温計	1 個	
	電子体温計	4 個	

区分	品目	数量	備考
生理用品	ナプキン	1セット	1セット：昼用 28 枚、夜用 15 枚
	サニタリーショーツ	2枚	
	トイレコーナー用黒ポリ袋	100枚	

(3) 井鼻地区コミュニティ消防センター

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	20枚	
防寒・ 採暖用具	アルミ救急シート	50枚	
トイレ	携帯トイレ	300袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2つ	
	簡易トイレ用テント	2張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1つ	
	トイレ用手すり	1つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1張	
資機材	発電機	1基	100V/9A LPG
	投光器	1台	100V/5A
	ドラムリール	1台	20m
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15袋	
	20ℓポリタンク	3個	

(4) 西越地区農村環境改善センター

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	30枚	
防寒・ 採暖用具	アルミ救急シート	100枚	
トイレ	携帯トイレ	300袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2つ	
	簡易トイレ用テント	2張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1つ	
	トイレ用手すり	1つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1張	
資機材	投光器	1台	
	ランタン	1台	
	懐中電灯	5個	
	ラジオ	2台	
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15袋	
	20ℓポリタンク	3個	
感染症予 防資器材	マスク	250枚	
	非接触型皮膚赤外線体温計	1個	
	電子体温計	4個	
生理用品	ナプキン	1セット	1セット：昼用 28 枚、夜用 15 枚
	サニタリーショーツ	2枚	
	トイレコーナー用黒ポリ袋	100枚	

(5) 藤巻地区コミュニティ消防センター

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	20枚	
防寒・採暖用具	アルミ救急シート	50枚	
トイレ	携帯トイレ	300袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2つ	
	簡易トイレ用テント	2張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1つ	
	トイレ用手すり	1つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1張	
資機材	発電機	1基	100V/9A LPG
	投光器	1台	100V/5A
	ドラムリール	1台	20m
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15袋	
	200ポリタンク	3個	

(6) 中央公民館

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	216枚	
	エアロマット	40枚	
防寒・採暖用具	アルミ救急シート	200枚	
トイレ	携帯トイレ	300袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2つ	
	簡易トイレ用テント	2張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1つ	
	トイレ用手すり	1つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1張	
資機材	テント	2張	2間×3間
	発電機	1基	100V/9A ガソリン
	投光器	2台	
	ランタン	6台	
	ドラムリール	1台	
	ラジオ	2台	
	懐中電灯	4個	
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	5袋	
	200ポリタンク	3個	
感染症予防資器材	マスク	250枚	
	非接触型皮膚赤外線体温計	1個	
	電子体温計	5個	
生理用品	ナプキン	1セット	1セット：昼用28枚、夜用15枚
	サニタリーショーツ	2枚	
	トイレコーナー用黒ポリ袋	100枚	

(7) 川東地区コミュニティ消防センター

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	30枚	
防寒・採暖用具	アルミ救急シート	50枚	
トイレ	携帯トイレ	300袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2つ	
	簡易トイレ用テント	2張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1つ	
	トイレ用手すり	1つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1張	
資機材	発電機	1基	100V/9A LPG
	投光器	1台	100V/5A
	ドラムコード	1つ	20m
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15袋	
	200ポリタンク	3個	

(8) 八手地区農村環境改善センター

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	30枚	
防寒・採暖用具	アルミ救急シート	100枚	
トイレ	携帯トイレ	300袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2つ	
	簡易トイレ用テント	2張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1つ	
	トイレ用手すり	1つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1張	
資機材	投光器	1台	
	ランタン	1台	
	懐中電灯	5個	
	ラジオ	2台	
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15袋	
	200ポリタンク	3個	
感染症予 防資器材	マスク	250枚	
	非接触型皮膚赤外線体温計	1個	
	電子体温計	4個	
生理用品	ナプキン	1セット	1セット：昼用28枚、夜用15枚
	サニタリーショーツ	2枚	
	トイレコーナー用黒ポリ袋	100枚	

2 災害用自動販売機設置箇所一覧（令和5年1月1日現在）

施設名称	住所	電話番号	設置者	備考
保健福祉総合センターふれあいの里	大門394-1	41-7133	㈱伊藤園	

## 3-7 職員の特殊技能その他取得状況

令和5年1月1日現在

種別		人数	
自動車運転免許	大型	一 種	5
		二 種	
	中型限定解除（大型取得者を除く）	一 種	10
		二 種	
	大型特 けん引	殊	5
無線	陸上特殊無線技士	第一級	1
		第二級	
		第三級	67
危険物	甲 種		
	乙 種 第 4 類		13
	丙種（甲種及び乙種第4類取得者を除く）		1
救急	救命士		1
	応急手当普及員		5
保健衛生	保健師		5
	管理栄養士		1
原子力	第3種放射線取扱主任者		3
その他	防災士		19
	ガス溶接技能講習修了者		2
	玉掛技能講習修了者		1
	防火管理者		5
	2級ボイラー技士		
	特定化学物質等作業主任者技能講習		
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）		3
	フオークリフト		4
	新潟県被災宅地危険度判定士		1
	新潟県被災建築物危険度判定士		1
	2級建築士		1
	2級土木施工管理		1
	2級舗装施工管理士		1
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		1
刈払機取扱作業		1	

## 3-8 町有自動車一覧

令和5年1月1日現在

所 属	車名	車種	年式	用途	乗車 定員	備考
教育課	ミツビシ	ローザ	H24	普通乗合	33	
総務課	ミツビシ	ローザ	H23	普通乗合	29	
総務課	トヨタ	ハイエスワゴン	H22	普通乗用	10	
教育課	トヨタ	ハイエス	H15	普通乗用	10	
総務課	トヨタ	エステイマハイブリッド	H21	普通乗用	7	
総務課	トヨタ	プリウス	H22	普通乗用	5	
総務課	マツダ	ボンゴ	H25	小型貨物	5	県貸与
総務課	トヨタ	プロボックスバン	H23	小型貨物	5	
産業観光課	ニッサン	バネット	H20	小型貨物	3	
総務課	ダイハツ	テリオスキッド	H22	軽乗用	4	
総務課	ダイハツ	ミライース	R2	軽乗用	4	
総務課	ダイハツ	ミライース	R3	軽乗用	4	
総務課	ダイハツ	ミライース	R3	軽乗用	4	
保健福祉課	ダイハツ	ミライース	R3	軽乗用	4	
保健福祉課	スズキ	エブリイ	R4	軽乗用	4	車いす搭乗仕様
産業観光課	スズキ	エブリイワゴン	H21	軽乗用	4	
保健福祉課	スズキ	ワゴンR	R3	軽乗用	4	
保健福祉課	ダイハツ	ミライース	R4	軽乗用	4	
こども未来室	ダイハツ	トール	H30	小型乗用	5	
産業観光課	スズキ	エブリイハイルーフ	H29	軽貨物	4	
産業観光課	ダイハツ	ハイゼットトラック	H29	軽貨物	2	
教育課	ダイハツ	ミライース	H30	軽乗用	4	
建設課	ダイハツ	ハイゼット	H26	軽貨物	4	
町民課	スズキ	アルトバン	H25	軽貨物	4	
総務課	スズキ	アルトバン	H24	軽貨物	4	
建設課	ダイハツ	ハイゼット	H23	軽貨物	4	
産業観光課	スズキ	エブリイバン	H21	軽貨物	4	
総務課	スズキ	キャリイ	H19	軽貨物	2	
建設課	ダイハツ	ハイゼットカーゴハイルーフ	H28	軽貨物	4	
建設課	ダイハツ	ハイゼットカーゴ4WD	H29	軽貨物	4	
建設課	ダイハツ	ミライース	H29	軽乗用	4	
教育課	ダイハツ	ハイゼットカーゴハイルーフ	H28	軽貨物	4	
消防団(3-1)	ニッサン	アトラス	H24	消防車	6	
消防団(本部)	ニッサン	アトラス	H28	消防車	6	
消防団(2-1-1)	ダイハツ	ハイゼットトラック	H24	消防車	4	
消防団(4-2-2)	ニッサン	アトラス	H19	消防車	6	
消防団(1-2)	ニッサン	アトラス	H24	消防車	6	
消防団(1-1)	スズキ	エブリイデッキバン	H25	消防車	4	
消防団(2-2)	ニッサン	アトラス	H19	消防車	6	
消防団(4-2-1)	ダイハツ	ハイゼットデッキバン	H25	消防車	4	
消防団(2-1-2)	ダイハツ	ハイゼットデッキバン	H25	消防車	4	
消防団(4-1)	ダイハツ	ハイゼットトラック	H24	消防車	4	

所 属	車名	車種	年式	用途	乗車 定員	備考
消防団(3-2-2)	タ`イハツ	ハ`イゼ`ットトラック	H23	消防車	4	
消防団(1-3)	タ`イハツ	ハ`イゼ`ットカーゴ`	H28	消防車	4	
消防団(3-2-1)	タ`イハツ	ハ`イゼ`ット	H28	消防車	4	
消防団(本部)	スハ`ル	サ`ンハ`ートトラック	H5	消防車	4	
建設課	KCM	除雪ト`ーサ`	H26	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪ト`ーサ`	H25	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪ト`ーサ`	H24	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪ト`ーサ`	R1	大型特殊	2	
建設課	カワサキ	除雪ト`ーサ`	H21	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪ト`ーサ`	H19	大型特殊	2	
建設課	コハ`ルコ	除雪ト`ーサ`	H17	大型特殊	2	
総務課	カワサキ	除雪ト`ーサ`	H9	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪ト`ーサ`	H5	大型特殊	2	
建設課	NICHIJO	HTR55 小型除雪車	R1	小型特殊	1	
合 計					278	

## 3-9 災害時応援協定一覧

令和5年1月1日現在

協定名	締結年月日	協定概要	締結先
災害時の相互応援に関する協定	H8. 1. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっ旋</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっ旋</li> <li>・救援及び救急活動に必要な車両等の提供及びあっ旋</li> <li>・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣</li> <li>・被災者の一時収容のための施設の提供及びあっ旋</li> <li>・被災児童、生徒等の一時受入れ</li> <li>・ごみ及びし尿の処理のための車両及び施設のあっ旋</li> <li>・上記のほか、特に要請のあった事項</li> </ul>	柏崎市 刈羽村
長岡地域災害時相互応援協定	H8. 6. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資の供給活動</li> <li>・清掃活動</li> <li>・上水道、下水道等の応急復旧活動</li> <li>・ボランティアのあっせん</li> <li>・被災児童生徒の受入れ</li> <li>・被災者に対する住宅のあっせん</li> <li>・その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動</li> </ul>	長岡市 小千谷市 見附市
災害時における郵便局と出雲崎町の協力に関する協定	H10. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置</li> <li>・施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供</li> <li>・情報の相互提供</li> <li>・上記のほか、特に要請のあった事項</li> </ul>	出雲崎郵便局
災害時における相互協力に関する協定	H18. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び用地の避難場所としての提供</li> <li>・被災者に対する応急医療資材及び備蓄物資の提供</li> <li>・情報の相互提供</li> </ul>	社会福祉法人 中越福祉協会
災害時における応援業務	H19. 7. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設等の被災状況の調査、応急対策の検討、災害復旧のための測量及び設計</li> </ul>	新潟県測量設計業協会
災害時におけるLPガス供給に関する協定	H23. 1. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LPガスの供給</li> </ul>	(一社)新潟県LPガス協会 長岡支部
災害時の情報交換に関する協定	H23. 3. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種情報の交換</li> </ul>	国土交通省 北陸地方整備局

協定名	締結 年月日	協定概要	締結先
災害時の協力に関する協定	H24. 6. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の相互提供</li> <li>・災害対策本部への社員派遣</li> <li>・災害復旧の相互協力</li> </ul>	東北電力ネットワーク(株)柏崎電力センター
姉妹都市災害時相互応援に関する協定	H24. 6. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっ旋</li> <li>・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその補給に必要な資器材の提供及びあっ旋</li> <li>・救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及びあっ旋</li> <li>・消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の短期応援</li> <li>・ボランティア等の幹旋</li> <li>・上記のほか、特に要請のあった事項</li> </ul>	福島県柳津町
災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H24. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロバスの提供</li> </ul>	割烹仙海
災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H24. 11. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロバスの提供</li> </ul>	(株)佐平次
災害時における輸送用車両の使用協力に関する協定	H25. 2. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送用車両の提供</li> </ul>	(株)良寛
災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H25. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロバスの提供</li> </ul>	社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会
災害時における物資供給に関する協定	H25. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資（レンタル機械、日用生活雑貨等）の供給</li> </ul>	(株)アクティオ
災害時における物資供給に関する協定	H25. 11. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資（飲料水、生活必需品等）の供給</li> </ul>	NPO法人コメリ災害対策センター
避難所としての施設利用に関する協定	H25. 12. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の一時収容のための施設の提供</li> </ul>	大新潟カントリークラブ出雲崎コース

協定名	締結 年月日	協定概要	締結先
砂防関係協力市 町村災害時応援 協定	H25. 12. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>・救援活動に必要な車両等の提供</li> <li>・救援及び応急復旧に必要な職員の派遣</li> <li>・被災者を一時収容するための施設の提供</li> <li>・被災した児童、生徒等の一時受け入れ</li> <li>・上記のほか、特に要請のあった事項</li> </ul>	宮城県蔵王町 秋田県東成瀬村 長野県下條村 長野県大桑村 岐阜県海津市 大阪府河南町 奈良県五條市 奈良県野迫川村 奈良県十津川村 徳島県牟岐町 宮崎県高原町 熊本県錦町
避難所としての 施設利用に関する 協定	H26. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の一時収容のための施設の提供</li> </ul>	新潟漁業協同組 合出雲崎支所
災害時における 救援物資提供に 関する協定書	H26. 6. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用自動販売機の機内在庫の無償提供</li> <li>・飲料水の供給</li> </ul>	(株)伊藤園
特設公衆電話の 設置・利用に関 する覚書	H26. 6. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時特設公衆電話の利用</li> </ul>	東日本電信電話 (株)新潟支店
大規模災害時に おける相互応援 に関する協定書	H26. 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>・被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>・応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供</li> <li>・被災者（児童及び生徒を含む。）の一時収容のための施設の提供</li> <li>・上記のほか、特に要請のあった事項</li> </ul>	群馬県富岡市
災害時における 燃料等の供給に 関する協定	H23. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先的燃料供給</li> </ul>	(株)中越建設
災害用トイレッ トペーパーの備 蓄に関する覚書	H28. 7. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレットペーパーの備蓄及び供給協力</li> </ul>	社会福祉法人 長岡福祉協会 ふれ愛サポート センターいずも ぎき
災害に備えた防 災力向上の相互 協力に関する協 定	H30. 6. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時におけるドローンによる情報収集</li> <li>・防災訓練、防災に関するセミナーやイベントへの協力</li> <li>・町民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及</li> <li>・町民の地震保険の加入促進に資する情報提供</li> <li>・その他、防災・減災及び災害対応における相互協力</li> </ul>	損害保険ジャパ ン日本興亜(株)

協定名	締結 年月日	協定概要	締結先
大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定	H31. 3. 11	・大規模災害発生時における職員派遣・応援	新潟県及び県内 全市町村
災害時における段ボール製品の供給に関する協定	R2. 12. 1	・段ボール製ベッド、段ボール製間仕切り、その他段ボール製品の調達及び供給	吉沢工業(株)
災害に係る情報発信等に関する協定	R4. 3. 14	・災害時における町 HP へのアクセス負荷軽減のためのキャッシュサイトの掲載 ・避難所等の防災情報、避難指示等の緊急情報、被害状況やライフラインに関する情報、ボランティア受入れ情報、必要救援物資に関する情報等をヤフーサービス上に掲載し情報発信	ヤフー(株)

### 3-10 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定

#### 3-10-1 協定書（平成25年1月9日）

##### 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）に対する出雲崎町民の安全及び安心の確保を目的とし、次のとおり協定を締結する。

##### （連絡会の設置）

- 第1条 甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、原則として、定期的を開催するものとする。ただし、甲又は乙は、必要と認める場合は、甲乙間で協議の上、臨時の連絡会を開催できるものとする。
- 2 連絡会では、甲又は乙からの報告事項等に対し、甲及び乙は相互に意見を述べることができるものとする。
- 3 連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

##### （通報連絡）

- 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。
- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合
- (2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものであるときは連絡を要しない。
- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の17の規定により原子力規制委員会に報告する場合
- (2) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会に報告する場合

- (3) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止した場合又は原子炉の運転停止が必要となった場合
- (4) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、5パーセントを超える原子炉の出力変化が生じた場合又は原子炉の出力変化が必要となった場合
- (5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出し、かつ、乙が定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値を超えた場合
- (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射線同位元素の輸送中における事故が発生した場合
- (7) 核燃料物質等又は放射線同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合
- (8) 乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示した場合（第1号に該当するときを除く。）
- (9) 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生した場合
- (10) 発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのある場合
- (11) 発電所周辺における震度3以上の地震により発電所への影響が生じた場合又はそのおそれのある場合
- (12) 原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度な計画外の出力の変化が生じた場合又は出力を抑制する必要が生じた場合（台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するときを除く。）
- (13) 原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度な故障が認められた場合又は故障が想定される場合
- (14) 前2号に掲げる場合のほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度な機能低下が生じた場合又は機能低下が生ずるおそれのある場合（当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能の低下がなく、かつ、低下のおそれもないときを除く。）
- (15) 保安規定に定める運転上の制限の逸脱のあった場合
- (16) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度な計画外の排出があった場合
- (17) 機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質

によって汚染された物の極めて軽度な漏えい（単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。）が生じた場合

- (18) 従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあった場合
  - (19) 原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生した場合
  - (20) 原子炉等の内部で異物を発見した場合
  - (21) 発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じた場合
  - (22) 前各号に掲げる場合のほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生した場合
- 3 通報連絡の体制及び方法など、通報連絡の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（現地確認）

- 第3条 甲は、甲の住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の指名する職員により、発電所の現地を確認できるものとする。
- 2 乙は、前項の現地確認に協力するものとする。
  - 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができるものとする。
  - 4 現地確認の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（損害の補償）

- 第4条 発電所の運転保守に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償するものとする。

（協定の変更）

- 第5条 この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからでも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の効力等)

第6条 この協定は、平成25年1月9日から効力を生ずるものとする。

2 甲と乙が平成24年2月9日締結した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書は、平成25年1月8日限り廃止する。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定成立の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年1月9日

甲 出雲崎町  
出雲崎町長

小林 則 幸



乙 東京電力株式会社  
代表執行役社長

廣瀬 直 己



### 3-10-2 運用要綱（平成25年1月9日）

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定の運用要綱

甲及び乙は、平成25年1月9日に締結した標記協定の運用にあたって、次のとおり了解するものとする。

なお、本要綱における略語の使用については、標記協定と同様とする。

#### 第1条 幹事の設置について

- (1) 甲を含む、平成25年1月9日付け「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」を締結した新潟県内の市町村（以下「協定締結市町村」という。）は、連絡会や協定第3条に基づく現地確認（以下「現地確認」という。）の実施について、乙との詳細な調整を実施するため、別表の協定締結市町村の中から幹事（3市町村）を選出する。
- (2) 協定締結市町村は、連絡会や現地確認の実施に向け、調整窓口となる実務担当者を選任する。
- (3) 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

#### 第2条 協定第1条について

- (1) 連絡会は、原則として別表の協定締結市町村と乙で構成し、開催するものとする。
- (2) 連絡会の運営に当たって、協定締結市町村が幹事を通じて乙に協力を求めた場合は、乙は、これに応ずるものとする。
- (3) 連絡会において、乙は、協定締結市町村に対し、発電所の現状及び安全確保対策等に係る以下の事項について報告するものとする。
  - ア 発電所の現状に関する事項
  - イ 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
  - ウ 発電所その他原子力発電の安全確保に係る計画及び実施状況に関する事項
  - エ 発電所の安全確保に関し、国や新潟県の指示に基づき報告した事項
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、協定締結市町村及び乙が必要と認めた事項

#### 第3条 協定第2条について

- (1) 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を選任するとともに、連絡を受発信する電話番号等を定め、相互に通知するものとする。
- (2) 甲及び乙は、前項の通知に変更があるときは、それぞれその旨を通知するものとする。
- (3) 乙は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書面により連絡を行うものとする。
  - ア 協定第2条第1項各号に掲げる場合 「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」に定める所定の様式
  - イ 協定第2条第2項に規定する場合 乙が報道機関に提供する書面
- (4) 前号の連絡は、ファクシミリにより行うものとする。ただし、緊急を要し、ファクシミリにより行うことができない場合又は通信回線の不具合等がある場合は、電話その他の手段により行うものとする。
- (5) 乙は、前号の規定による連絡を行ったときは、第1号に規定する甲の連絡責任者に対し、その旨を通知するものとする。

第4条 協定第3条について

- (1) 協定締結市町村は、乙から異常時の通報を受け、発電所の立地自治体が「東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき立入調査等を実施する  
ような場合においては、発電所の現地を確認できるものとする。
- (2) 現地確認は、原則として、協定締結市町村のうち発電所から30キロメートル圏内の市町村  
が行うものとする。

(参考) 協定締結市町村の発電所からの距離

30km圏内	長岡市、上越市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、出雲崎町
30km圏外	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、妙高 市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、湯沢 町、津南町、関川村、粟島浦村

第5条 協定第4条について

事故に起因して、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害が生じたときにおいて、  
相当の因果関係が認められる場合の措置を含むものとする。

平成25年1月9日

甲 出雲崎町  
出雲崎町長

小林 則 幸



乙 東京電力株式会社  
原子力運営管理部長

武井 一 浩



別表 協定締結市町村

長岡市
新潟市
上越市
三条市
新発田市
小千谷市
加茂市
十日町市
見附市
村上市
燕市
糸魚川市
妙高市
五泉市
阿賀野市
佐渡市
魚沼市
南魚沼市
胎内市
聖籠町
弥彦村
田上町
阿賀町
出雲崎町
湯沢町
津南町
関川村
栗島浦村

3-10-3 一部改正（平成25年7月8日）

「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」の一部改定に係る協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、平成25年1月9日に締結した「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」について、甲乙合意の上、下記のとおり改定し、平成25年7月8日から施行する。

記

原協定第2条第2項を以下の新旧対照表のとおり改める。

《新旧対照表》

新	旧
<p>(通報連絡)</p> <p>第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第134条の規定により原子力規制委員会に報告する場合</p> <p>(2) <u>原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条又は電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会等に報告する場合</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素の輸送中における事故が発生した場合</p> <p>(7)～(22) (略)</p>	<p>(通報連絡)</p> <p>第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）<u>第19条の17</u>の規定により原子力規制委員会に報告する場合</p> <p>(2) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会に報告する場合</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射線同位元素の輸送中における事故が発生した場合</p> <p>(7)～(22) (略)</p>

上記のとおり改定したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月8日

甲 出雲崎町  
出雲崎町長

小林 則幸



乙 東京電力株式会社  
代表執行役社長

廣瀬 直己



3-10-4 一部改正（平成26年7月1日）

「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」の一部改定に係る協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、平成25年1月9日に締結（平成25年7月8日一部改定）した「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」について、甲乙合意の上、下記のとおり改定し、平成26年7月1日から施行する。

記

原協定第2条第1項を以下の新旧対照表のとおり改める。

《新旧対照表》

新	旧
<p>（通報連絡） 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に該当する事象が発生した場合</p> <p>(2) 原災法第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合</p> <p>(3) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(22) (略)</p>	<p>（通報連絡） 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合</p> <p>(2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(22) (略)</p>

上記のとおり改定したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月1日

甲 出雲崎町  
出雲崎町長

小林 則幸



乙 東京電力株式会社  
代表執行役社長

廣瀬 直



## 3-11 出雲崎町防災行政無線局管理運用規程

平成7年4月24日  
規程第6号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 職員（第4条—第10条）
- 第3章 運用
  - 第1節 通則（第11条—第16条）
  - 第2節 固定系無線（第17条—第21条）
  - 第3節 移動系無線（第22条—第25条）
  - 第4節 研修（第26条）
- 第4章 保全整備（第27条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規程は、出雲崎町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し円滑な通信、通報を図るために設置する防災行政用の無線局（以下「防災行政無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 通信 通話及び通報をいう。
- (2) 通話 音声によって行う通信をいう。
- (3) 通報 音声又は信号によって行う一方的な通信をいう。
- (4) 統制 災害時及び通信輻輳時に通信運用を統制管理することをいう。
- (5) 固定系 同報通信方式によって通報を行う通信系をいう。
- (6) 移動系 基地局及び陸上移動局の通信系をいう。
- (7) 固定系親局 特定の二以上の通信設備に対し、同一内容の情報を送信することができる無線局で固定系に属するものをいう。
- (8) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備（アンサーバック方式を付加する場合は、同方式の送受信設備を含む。）をいう。
- (9) 遠隔制御局 固定系親局の無線設備を遠隔操作する装置をいう。
- (10) 基地局 役場庁舎（以下「庁舎」という。）に設置され、陸上移動局を通信の相手方とする無線局で、移動系に属するものをいう。
- (11) 陸上移動局 基地局又は他の陸上移動局を通信の相手方とする車載型又は可搬型の無線局で、移動系に属するものをいう。
- (12) 遠隔制御機 基地局の無線設備を遠隔操作する装置をいう。
- (13) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。

##### （通信系統、設備、配備先等）

第3条 防災行政無線局の通信系統は、情報の収集を目的とする移動系及び情報の伝達を目的とする固定系の2系統とし、その設備構成は別表第1のとおりとする。

2 無線設備の配備場所は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

#### 第2章 職員

##### （職員）

第4条 防災行政無線局に総括管理者、副総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者及び副総括管理者)

第5条 総括管理者は、防災行政無線局の管理運用の事務を総括し、管理責任者及び管理者を指揮監督する。

2 総括管理者は、町長の職にある者を、副総括管理者には副町長の職にある者をもって充てる。

3 副総括管理者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線局の管理運用の事務を行うとともに、通信取扱責任者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

(管理者)

第7条 管理者は、総括管理者の命を受け、配備された無線設備を管理し、当該部署の通信取扱責任者を監督する。

2 管理者は、遠隔制御機又は陸上移動局の無線設備を配備された部署の長にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、通信取扱者を指揮し、防災行政無線局の無線設備の管理、運用の業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、無線従事者の中から管理責任者が指名する者をもって充てる。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者とは、無線設備の通信操作を行う者をいう。

2 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(無線従事者)

第10条 総括管理者は、防災行政無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配備するように努めなければならない。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

### 第3章 運用

#### 第1節 通則

(運用の心得)

第11条 防災行政無線局を使用する者は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

(1) 通信の内容は、防災行政無線の設置の目的に適合するものであること。

(2) 通信は、内容の緩急重要度により、優先秩序を保つこと。

(3) 通信事項に即応する無線設備を選択活用すること。

(通報の基本)

第12条 通報の基本は、「やさしい言葉で」「要領よくまとめて」「短く」「ゆっくり」通報するものとし、緊急通報を除き、3分以内に行うよう努めなければならない。

(通信の原則)

第13条 通信を行うときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 必要最小限の無線通信を行うこと。

(2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使用せず、できる限り簡潔であること。

(3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにすること。

(4) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめたうえで送信すること。

(5) 管理者の指示に従い、統制のとれた無線通信を行うこと。

(6) 無線通信は、正確に行うものとし、通信に誤りがあったことを知った時は、直ちに訂正すること。

(運用時間)

第14条 防災行政無線局は、常時運用するものとする。

(災害時の運用)

第 15 条 災害時においては、出雲崎町地域防災計画に基づく災害対策の指令、情報の収集の通話を優先する。

(他無線局との関係)

第 16 条 総括責任者は、常に関係行政機関の無線局と連絡を密にして、それらの通信運用を熟知し、災害等に対処するものとする。

2 総括管理者は、常に県防災行政無線局と有機的な運用に努めるとともに、災害対策本部が設置された場合は、県防災行政無線と協力して災害通信の円滑な疎通を図るものとする。

### 第 2 節 固定系無線

(固定系無線の通報内容)

第 17 条 固定系無線の通報内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地震、風水害等の災害に関する事項で、住民に対し緊急に伝達を必要とするもの
- (2) 地域住民の生命、財産に関わる緊急かつ重要なもの
- (3) 町の一般行政広報に関することで多数の住民に伝達を必要とするもの
- (4) 時報
- (5) その他町長が特に必要と認めたもの

(通報の種類)

第 18 条 通報の種類は、定時通報、一般通報及び緊急通報とする。

- 2 定時通報は、毎日 7 時、12 時、18 時の 3 回の時報とする。
- 3 一般通報は、定時通報及び緊急通報以外の通報とし、通報時刻は別に定めるものとする。
- 4 緊急通報は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測される場合に行う通報とする。

(通報の区分)

第 19 条 通報の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一斉通報 全固定系子局を対象とする通報
- (2) グループ別通報 固定系子局のグループ別を対象とする通報
- (3) 個別通報 固定系子局の一部を対象とする通報

(通報の依頼及び処理)

第 20 条 固定系無線の通報の依頼及び処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般通報 通報を希望する主管課長は、無線通報依頼書(様式第 1 号)を 3 日前までに作成し、管理責任者の決裁を得なければならない。この場合において、管理責任者は、その内容を審査し、通報の可否を決定し、通報しないと決定したときはその旨を担当課長に通知しなければならない。
- (2) 緊急通報 通報を希望する主管課長は、無線通報依頼書を作成し、総括管理者の決裁を得なければならない。ただし、事態が切迫し、そのいとまがないときは、口頭、電話等によることができる。この場合において、総括管理者は、速やかにその内容を審査し、通報の可否を決定しなければならない。
- (3) 勤務時間外に職員が緊急通報を実施したときは、緊急通報報告書(様式第 2 号)により遅滞なく管理責任者に報告するものとする。

(通報の補完)

第 21 条 防災行政無線による一般通報及び緊急通報の実施に当たっては、当該通報を補完し、かつ、通報内容の周知を図るため、町ホームページ、防災情報メール、SNS 等の様々な通信媒体の活用を努めるものとする。

2 前項の規定により一般通報及び緊急通報を実施した場合は、管理責任者及び管理者は、速やかに通報内容を町ホームページ等に掲載するものとする。

### 第 3 節 移動系無線

(移動系無線の通信内容)

第 22 条 移動系無線の通信内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 一般行政事務を遂行するための通信

(通信の種類)

第23条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平常時通信 平常時に行う通信
- (2) 統制時通信 災害等で統制により範囲を制限して行う通信
- (3) 非常通信 電波法第52条の規定により災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において全ての無線局が自主的判断によって行う通信  
(通信の区分)

第24条 通信の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一斉通信 全無線局を対象とする通信
- (2) 個別通信 特定の無線局を対象とする通信  
(通信統制)

第25条 総括管理者は、災害時における緊急重要通信を確保するため通信の統制を行うことができる。

- 2 通信統制は、通信の制限、通信事項の優先順位、その他の通信の統制をもって行う。
- 3 統制時の通信は、基地局の統制及び指示のもとに行うものとする。

#### 第4節 研修

(研修)

第26条 総括管理者は、通信取扱者に対して、毎年1回以上防災行政無線局の管理運用について必要な知識及び技能に関する研修を行わなければならない。

#### 第4章 保全整備

(無線局の保守点検)

第27条 無線設備の正常な機能を維持するため、次の各号に定める点検を行うものとする。

- (1) 毎日点検 通信取扱者が主に外観点検によって行う点検
- (2) 定期点検 総括管理者が防災行政無線局の無線設備全体について年1回定期的に行う点検整備
- (3) 臨時点検 管理責任者が機器の機能に異常があると認めたときに臨時に行う点検整備  
(試験電波の発射)

第28条 無線設備の点検整備等のため、通信又は通話により試験電波を発射するときは、法所定の方法により通報又は通話の閑散な時に行わなければならない。

(故障等の措置)

第29条 管理者は、無線設備に故障等があった場合は、直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項に規定する報告を受けた場合は、遅滞なく復旧に必要な措置をとらなければならない。

#### 第5章 雑則

(その他)

第30条 この規程に定めるもののほか、防災行政無線局の管理運用について必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(出雲崎町防災行政無線運用規程の廃止)
- 2 出雲崎町防災行政無線運用規程(昭和60年出雲崎町規程第6号)は、廃止する。

附 則(平成10年3月25日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年11月1日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月24日規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規程第5号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日規程第 1 号）

この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 14 日規程第 6 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 19 日規程第 7 号）

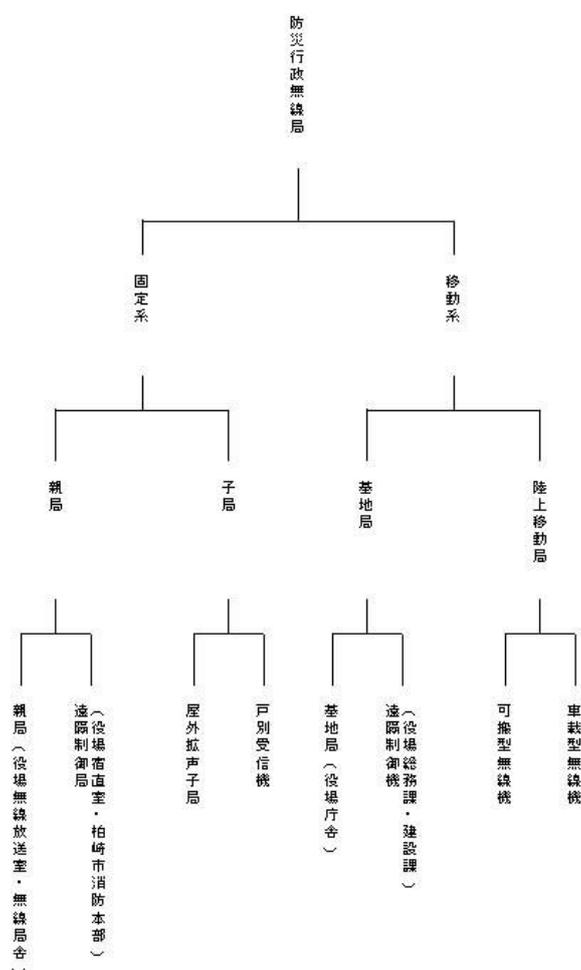
この規程は、公布の日から施行し、改正後の出雲崎町防災行政無線局管理運用規程の規定は、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 9 月 9 日規程第 3 号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

防災行政無線局の設備構成



別表第 2（第 3 条関係）

固定系無線設備配備一覧表

1 親局

親局	役場無線放送室 無線局舎（川西 144—2）
遠隔制御局	役場宿直室 柏崎市消防本部

## 2 子局（屋外拡声子局）

番号	局名	所在地	番号	局名	所在地
0	役場	出雲崎町大字川西 140	19	市野坪	出雲崎町大字市野坪 325—2
1	勝見	出雲崎町大字勝見 843—1	20	田中	出雲崎町大字田中 512—1
2	尼瀬	出雲崎町大字尼瀬 365—3	21	市野坪東	出雲崎町大字市野坪 440—4
3	諏訪本町	出雲崎町大字尼瀬 6—57	22	常楽寺	出雲崎町大字常楽寺 838—3
4	住吉町	出雲崎町大字住吉町 4—先	23	稲川	出雲崎町大字稲川 3203—11
5	石井町	出雲崎町大字住吉町 1—39	24	別ヶ谷	出雲崎町大字別ヶ谷 631
6	羽黒町	出雲崎町大字住吉町 1—14	25	立石	出雲崎町大字立石 462—2
7	木折町	出雲崎町大字住吉町 1—19	26	中山	出雲崎町大字中山 71—4
8	井鼻	出雲崎町大字井鼻 675—1	27	米田八王子	出雲崎町大字米田 72—1
9	久田南	出雲崎町大字久田 73—4	28	吉川	出雲崎町大字吉川 462
10	久田	出雲崎町大字久田 243—6	29	神条	出雲崎町大字神条 401—1
11	沢田	出雲崎町大字沢田 439—1	30	下小竹	出雲崎町大字小竹 1030—1
12	大門	出雲崎町大字大門 257—3	31	柿木	出雲崎町大字柿木 1167
13	米田	出雲崎町大字米田 417	32	藤巻	出雲崎町大字藤巻 300
14	船橋	出雲崎町大字船橋 473—甲	33	上中条	出雲崎町大字上中条 1107—26
15	乙茂	出雲崎町大字乙茂 769—2	34	川東	出雲崎町大字川西 982—28
16	滝谷	出雲崎町大字滝谷 169—7	35	吉水	出雲崎町大字吉水 1360—1
17	大釜谷	出雲崎町大字大釜谷 11—50	36	船橋南	出雲崎町大字船橋 443—13
18	相田	出雲崎町大字相田 363—4	37	田中倉谷	出雲崎町大字田中 429—9

## 別表第3（第3条関係）

## 移動系無線設備配備一覧表

## 1 基地局

基地局 役場庁舎

遠隔制御局 役場総務課・建設課

## 2 移動局

種別	呼出名称	所属課	出力	備考
可搬型	いずもざき 1	総務課	5W	
〃	いずもざき 2	〃	〃	
車載型	いずもざき 5	建設課	〃	
〃	いずもざき 6	〃	〃	
〃	いずもざき 7	〃	〃	

様式第1号(第20条関係)

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担当
通報の可否		可・否	

無線通報依頼書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 印

次のとおり通報を依頼します。

件名			
通報希望日時	年	月	日(曜日) 時 分
通報区分	1 一斉	2 グループ別	3 個別
区域(一斉を除く)			
通 報 内 容	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
依頼担当者職氏名		印	
その他媒体への掲載希望 ※☑をつけてください。	<input type="checkbox"/> 有 【 <input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> その他 (      )】		<input type="checkbox"/> 無

※その他媒体への掲載を希望する場合は、決裁後(修正がある場合は修正後)の本依頼書データを総務課企画係に提出すること。

※ 処理記録

通報記録	年	月	日	時	分	通報者氏名
------	---	---	---	---	---	-------

様式第2号(第20条関係)

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担当

## 緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 印

次のとおり通報したので報告します。

件名			
通報区分	1 一斉	2 グループ別	3 個別
区域(一斉を除く)			
通報日時	年 月 日( 曜日) 時 分		
通報実施者職氏名	印		
通 報 内 容	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
其他媒体への掲載希望 ※☑をつけてください。	<input type="checkbox"/> 有【 <input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> 緊急速報メール <input type="checkbox"/> その他( )】		<input type="checkbox"/> 無

※其他媒体への掲載を希望する場合は、本報告書データを総務課企画係に提出すること。

---

## 4 危険区域に関する資料

---

## 4-1 土砂災害（特別）警戒区域

令和4年4月1日現在

行政区	箇所名	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
沢田	沢田	土石流	H27. 2. 24	○	—
	沢田東	土石流	H27. 2. 24	○	—
	沢田	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	沢田(1)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	沢田(2)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	沢田(3)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	沢田(4)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	沢田(5)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	沢田(6)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	六郎女橋	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	沢田(7)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	○	○
藤巻	藤巻(1)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 10	○	○
	藤巻(2)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 10	○	○
	藤巻北(1)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 10	○	○
	藤巻北(2)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 10	○	○
	藤巻東	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 10(Y) H30. 12. 18(R)	○	○
藤巻南	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 10	○	○	
神条	神条	土石流	H27. 2. 24	○	—
	神条(2)	土石流	H27. 2. 24	○	—
	神条(3)	土石流	H27. 2. 24	○	—
	神条	地すべり	H27. 2. 24	○	—
	神条	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	神条(2)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	神条(3)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	神条(4)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	神条(5)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	神条(6)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	神条(7)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	神条(8)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
神条(9)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○	
吉川	吉川(1)	土石流	H27. 2. 10	○	—
	吉川(2)	土石流	H27. 2. 10	○	—
	吉川北	土石流	H27. 2. 10	○	○
	吉川西	土石流	H27. 2. 10	○	—
	吉川南	土石流	H27. 2. 10	○	○
	吉川	自すべり	H27. 2. 10	○	—
	吉川	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 10	○	○
	吉川(2)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 10	○	○
	吉川(3)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 10	○	○
吉川(4)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 10	○	○	

行政区	箇所名	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
吉川	吉川(5)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 10	○	○
	吉川東(2)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 10	○	○
滝谷	滝谷(1)	土石流	H27. 10. 16	○	—
	滝谷(2)	土石流	H27. 10. 16	○	—
	滝谷	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	滝谷(2)	急傾斜地の崩壊	H30. 2. 20	○	○
	滝谷(3)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	滝谷(4)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	滝谷(5)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
馬草	馬草	急傾斜地の崩壊	H19. 2. 16	○	○
	馬草(2)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
乙茂	乙茂(1)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	乙茂(2)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	乙茂(3)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	—
	乙茂(4)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
	乙茂(5)	急傾斜地の崩壊	H27. 2. 24	○	○
大寺	大寺	地すべり	H25. 3. 12	○	—
	大寺	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 12	○	○
	大寺(1)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 12	○	○
	大寺東	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 12	○	○
上中条	湯谷入沢	地すべり	H25. 10. 25	○	—
	上中条(1)	急傾斜地の崩壊	H25. 10. 25	○	○
	上中条(2)	急傾斜地の崩壊	H25. 10. 25	○	○
	上中条(3)	急傾斜地の崩壊	H25. 10. 25	○	○
	上中条(4)	急傾斜地の崩壊	H25. 10. 25	○	○
	上中条(5)	急傾斜地の崩壊	H25. 10. 25	○	○
	上中条(6)	急傾斜地の崩壊	H25. 10. 25	○	○
	上中条(7)	急傾斜地の崩壊	H25. 10. 25	○	○
	上中条(8)	急傾斜地の崩壊	H25. 10. 25	○	○
	上中条(9)	急傾斜地の崩壊	H25. 10. 25	○	—
	上中条(10)	急傾斜地の崩壊	H25. 10. 25	○	○
上中条(11)	急傾斜地の崩壊	H25. 10. 25	○	○	
米田	米田(8)	土石流	H25. 3. 15	○	○
	米田(9)	土石流	H25. 3. 15	○	—
	米田(11)	土石流	H25. 3. 15	○	—
	米田(12)	土石流	H25. 3. 15	○	○
	諏訪ノ入	土石流	H25. 3. 15	○	—
	タキノ入西	土石流	H25. 3. 15	○	—
	タキノ入東	土石流	H25. 3. 15	○	—
	米田	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
	米田(1)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
	米田(2)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
	米田(3)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
	米田(4)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○

行政区	箇所名	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
米田	米田(6)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
	米田(7)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
	米田(8)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
	米田(9)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
	米田(11)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
	米田中央	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
	米田東	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
下小竹	下小竹	地すべり	H23. 10. 18	○	—
上野山	上野山(1)	土石流	H25. 3. 15	○	—
	上野山(2)	土石流	H25. 3. 15	○	—
	上野山(3)	土石流	H25. 3. 15	○	—
	藤ノ木沢	土石流	H25. 3. 15	○	—
	上野山	地すべり	H25. 3. 15	○	—
	上野山(1)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
	上野山(2)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 15	○	○
田中	田中	土石流	H27. 10. 16	○	—
	田中(1)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	田中(2)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	田中(3)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	田中(4)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	田中(5)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	田中	地すべり	H28. 9. 27	○	—
	船橋(2)	土石流	H28. 9. 27	○	—
市野坪	市野坪(1)	土石流	H27. 10. 16	○	—
	市野坪	地すべり	H27. 10. 16	○	—
	市野坪(1)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	市野坪(2)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	市野坪(3)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	市野坪(4)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	市野坪(5)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	市野坪(6)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	市野坪(7)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	市野坪(8)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	市野坪東	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	市野坪西	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
砂田	地すべり	R4. 3. 15	○	—	
常楽寺	仏長東	土石流	H27. 10. 16	○	—
	常楽寺(1)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	常楽寺(2)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	常楽寺(3)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	常楽寺(4)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	常楽寺(5)	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	常楽寺南	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○
	常楽寺西	急傾斜地の崩壊	H27. 10. 16	○	○

行政区	箇所名	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
勝見	荒谷川(2)	土石流	H29.2.21	○	—
	荒谷川(3)	土石流	H29.2.21	○	—
	荒谷川(4)	土石流	H29.2.21	○	—
	荒谷川(5)	土石流	H29.2.21	○	—
	勝見	地すべり	H29.2.21	○	—
	蛇崩	地すべり	H29.2.21	○	—
尼瀬1区	荒谷川(1)	土石流	H29.2.21	○	○
	荒谷川(2)	土石流	H29.2.21	○	—
	荒谷川(3)	土石流	H29.2.21	○	—
	荒谷川(4)	土石流	H29.2.21	○	—
	荒谷川(5)	土石流	H29.2.21	○	—
	尼瀬	地すべり	H29.2.21	○	—
	尼瀬一区	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
尼瀬2区	尼瀬	地すべり	H29.2.21	○	—
尼瀬3区	尼瀬	地すべり	H29.2.21	○	—
諏訪本町	尼瀬	地すべり	H29.2.21	○	—
伊勢町	尼瀬	地すべり	H29.2.21	○	—
	尼瀬・住吉町	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
稲荷町	尼瀬	地すべり	H29.2.21	○	—
	尼瀬・住吉町	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
岩船町	兀山沢	土石流	H29.2.21	○	—
	尼瀬・住吉町	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
住吉町	兀山沢	土石流	H29.2.21	○	—
	尼瀬・住吉町	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
石井町1区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
石井町2区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
石井町2丁目	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
羽黒町1区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
羽黒町2区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
羽黒町3区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
羽黒町4区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
羽黒町5区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
鳴滝町1区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
鳴滝町2区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
木折町1区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
木折町2区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
井鼻1区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
井鼻2区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
井鼻3区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
井鼻4区	出雲崎海岸	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
	井鼻北	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○
	井鼻南	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	○

行政区	箇所名	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
中山	中山(1)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	○	○
	中山(1)	土石流	H29. 2. 21	○	○
	中山(2)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	○	○
	中山(2)	土石流	H29. 2. 21	○	○
	中山(3)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	○	○
	中山(3)	土石流	H29. 2. 21	○	○
	中山(4)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	○	○
	中山(4)	土石流	H29. 2. 21	○	—
	中山(5)	土石流	H29. 2. 21	○	○
	中山(6)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	○	○
	中山(6)	土石流	H29. 2. 21	○	○
	中山(7)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	○	○
久田	久田	地すべり	H29. 2. 21	○	—
	久田(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
	久田(1)	土石流	H28. 4. 26	○	—
	久田(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
	久田(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
	久田(4)	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
	久田(H25)	地すべり	H28. 4. 26	○	—
別ヶ谷	別ヶ谷	急傾斜地の崩壊	H28. 7. 22	○	○
	別ヶ谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 7. 22	○	○
	別ヶ谷(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 7. 22	○	○
	別ヶ谷(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 7. 22	○	○
	別ヶ谷(4)	急傾斜地の崩壊	H28. 7. 22	○	○
吉水	吉水	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
	吉水(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
大釜谷	大釜谷	土石流	H28. 4. 26	○	—
	大釜谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
	大釜谷(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
	大釜谷(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
	大釜谷(4)	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
	大釜谷(5)	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
大門	大門	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	大門	土石流	H28. 10. 21	○	—
	大門	地すべり	H28. 10. 21	○	—
	大門(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	大門(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	大門(4)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	大門(5)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
小木	小木(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	—
	小木(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
	小木(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
	小木(5)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
	小木(6)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○

行政区	箇所名	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
小木	小木(7)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
	小木(8)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	—
	矢郷	土石流	H28. 9. 27	○	—
小竹	上小竹(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
	上小竹(1)	土石流	H28. 9. 27	○	—
	上小竹(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
	下小竹(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
	下小竹(1)	土石流	H28. 9. 27	○	○
	下小竹(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
	下小竹(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
小釜谷	小釜谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
尼瀬	尼瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	○	○
	尼瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	○	○
山谷	山谷	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
	山谷(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
川西	タヤ	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	山ノ谷	土石流	H28. 10. 21	○	—
	山谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	川西	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	川西(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	川西(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	川西(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	川西(4)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	川西(5)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	川西(6)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	川西(7)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	川西(8)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	川西(9)	急傾斜地の崩壊	H28. 10. 21	○	○
	泉根	土石流	H28. 10. 21	○	—
松本	松本	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
	松本(1)	土石流	H28. 4. 26	○	—
	松本(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 4. 26	○	○
	松本(3)	急傾斜地の崩壊	H31. 3. 19	○	○
柿木	柿木(2)	土石流	H28. 9. 13	○	—
	柿木(4)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 13	○	○
	柿木(5)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 13	○	○
桂沢	桂沢(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
相田	小城ノ城沢	土石流	H28. 9. 27	○	—
	相田	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
	相田	地すべり	H28. 9. 27	○	—
	相田(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
	相田(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
	相田(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○
稲川	稲川(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 9. 27	○	○

行政区	箇所名	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
稲川	稲川(10)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	稲川(11)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	稲川(2)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	稲川(3)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	稲川(4)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	稲川(5)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	稲川(6)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	稲川(7)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
立石	稲川(8)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	立石	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	立石(2)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
船橋	立石(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	○	—
	田中(1)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	田中左溪	土石流	H28.9.27	○	—
	船橋(1)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	船橋(1)	土石流	H28.9.27	○	—
	船橋(2)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	船橋(3)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	船橋(5)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
豊橋	船橋(6)	急傾斜地の崩壊	H28.9.27	○	○
	船橋(H25)	地すべり	H28.9.27	○	—
	豊橋	急傾斜地の崩壊	H28.9.13	○	○
	豊橋(1)	急傾斜地の崩壊	H28.9.13	○	○
	豊橋(1)	土石流	H28.9.13	○	○
	豊橋(2)	急傾斜地の崩壊	H28.9.13	○	○

## 4-2 土石流発生危険渓流

令和4年4月1日現在

番号	河川名			位置		保全対象		備考
	水系名	河川名	渓流名	大字	小字	人家	公共施設等	
1	島崎川	滝谷川	滝谷	滝谷	西山	6	防火水槽	
2	〃	藤巻川	吉川北	吉川	脇ノ入	3	公民館 1	
3	〃	〃	吉川南	〃	〃	3	公民館 1	
4	〃	島崎川	大門	大門	入り	5		
5	〃	〃	船橋北	船橋	三島谷	6		
6	〃	〃	山ノ谷	川西	山ノ谷	5		
7	〃	〃	泉根	〃	泉根	7		
8	〃	〃	沢田西	沢田	杉尾	3	1	
9	相場川	立石川	タキノ入西	米田	タキノ入	1	1	
10	〃	〃	タキノ入東	〃	〃	1	1	
11	荒谷川	荒谷川	荒谷川	尼瀬	蛇崩	12	老人福祉施設 1	
12	島崎川	滝谷川	滝谷	滝谷	北山	2		
13	〃	藤巻川	吉川西	吉川	脇ノ入	3		
14	〃	〃	神条	神条	前田	3		
15	〃	釜谷川	大釜谷	大釜谷	浦ノ田	1		
16	〃	島崎川	別ヶ谷	別ヶ谷	三十苺	4		
17	〃	小木川	小城ノ城沢	相田	前田	1		
18	〃	常楽寺川	仏長東	常楽寺	仏長	1		
19	〃	〃	仏長西	〃	〃	1		
20	〃	〃	水川内	〃	水川内	1		
21	〃	島崎川	田中	田中	此ノ入	1		
22	〃	〃	船橋南	船橋	宮ノ下	3		
23	〃	〃	矢郷	小木	矢郷	4		
24	〃	〃	沢田東	沢田	杉尾	1		
25	島崎川	中条川	湯合入沢	上中条	湯ぶ谷	1	寺 1	
26	相場川	相場川	諏訪ノ入	米田	諏訪ノ入	2		
27	〃	〃	藤ノ木沢	上野山	八十苺	2		
28	元山沢川	元山沢川	元山沢	住吉		29	旅館 1	
29	島崎川	島崎川	タヤ	川西		3		

### 4-3 地すべり危険箇所

令和4年4月1日

番号	位置 大字	区域名	面積 (ha)	保全対象			所管
				人家	公共施設等	河川へ の影響	
1	米田	下小竹	69.50	23	町道 900m	有	国土交通省
2	勝見	勝見	30.00	17	国道 600m	無	国土交通省
3	吉川	吉川	32.10	12	公会堂 町道 600m	有	国土交通省
4	神条	神条	69.50	37	公会堂 町道 500m 簡易水道井戸	有	国土交通省
5	乙茂	中条	26.00	14	公会堂 町道 100m	無	国土交通省
6	田中	田中	94.40	29	公会堂 町道 1200m	有	国土交通省
7	尼瀬	出雲崎	74.40	382	町道 3000m	無	国土交通省
8	市野坪	市野坪	35.90	15	町道 800m	有	国土交通省
9	馬草	馬草	17.10	15	町道 900m	無	国土交通省
10	上野山	上野山	22.40	7	公会堂 町道 600m	有	国土交通省
11	勝見	花立	12.91	4	—	—	林野庁
12	勝見	蛇崩	85.52	36	—	—	林野庁
13	相田	屋代谷	28.13	52	1	—	林野庁
14	常楽寺	油坪	54.09	—	—	—	林野庁
15	常楽寺	豆川内	18.81	34	—	—	林野庁
16	久田	合治郎	23.00	27	—	—	林野庁
17	船橋	南谷	9.00	16	—	—	林野庁

## 4-4 急傾斜地崩壊危険箇所

令和4年4月1日

番号	位置		箇所名 (区域名)	保全対象		工事の現況			急傾斜地 崩壊危険 区域の 指定
	大字	小字		人家	公共施設等	既成	着手	未着手	
1	藤巻	前田	藤巻北 藤巻南	14	町道 220m	○			○
2	井鼻 木折町 鳴滝町 羽黒町		出雲崎海岸	276	公民館 郵便局 寺 町道 980m	○			○
3	川西	タヤ	タヤ	19	町道 150m	○			○
4	住吉町	乳母山腰	住吉町	68	交番 保育園 町道 480m	○			○
5	山谷	水押	山谷	6	神社 町道 150m			○	○
6	藤巻	谷号	藤巻東	6	町道 100m	○			○
7	馬草	居掛り	馬草	6	公民館 町道 50m			○	
8	尼瀬一区	蛇崩	尼瀬		老人福祉施設			○	
9	井鼻	川向	井鼻南	1	宿泊所 町道 70m			○	
10	井鼻	金沢	井鼻北	2	国道 140m			○	
11	米田	御道ヶ入	米田	2	国道 55m			○	
12	神条	前田	神条	6	町道 40m			○	
13	大門	入り	大門	11	神社 国道 100m 町道 140m			○	
14	沢田	日山	沢田	6	公民館 県道 180m			○	
15	大寺	後山	大寺	8	公民館 寺			○	
16	上中条	前谷地	上中条 1	5	町道 200m			○	
17	米田	七枚瀬町ノ上	米田中央	9	国道 60m			○	
18	米田	柳田上田	米田東	1	公民館 国道 15m			○	
19	吉水	前田	吉水	3	集会場			○	
20	上中条	入山	上中条 2	3	寺			○	
21	藤巻	中ノ坪	藤巻北 2	4	町道 170m			○	
22	大門	不どの	大門 2	1				○	
23	吉川	脇ノ入	吉川	1	町道 80m			○	
24	別ヶ谷	池ノ平	別ヶ谷	2				○	
25	稲川	中田	稲川 1	1	町道 70m			○	
26	相田	前田	相田	1	町道 80m			○	

番号	位置		箇所名 (区域名)	保全対象		工事の現況			急傾斜地 崩壊危険 区域の 指定
	大字	小字		人家	公共施設等	既成	着手	未着手	
27	常楽寺	天神堂	常楽寺西	1	町道 100m			○	
28	常楽寺	杉ノ入	常楽寺南	2	町道 50m			○	
29	豊橋	明後谷	豊橋	1	町道 20m			○	
30	市野坪	縄手上	市野坪東	1	町道 60m			○	
31	市野坪	仲田	市野坪西	1				○	
32	吉川	脇ノ入	吉川東	1				○	
33	稲川	大清水	稲川 2	3	町道 80m			○	
34	大門	杉崎	大門東 1	2	町道 70m			○	
35	沢田	日山	六郎女橋	1	県道 30m			○	
36	上中条	湯谷入	上中条 3	2	町道 100m			○	
37	大寺	十二平	大寺東	3	町道 20m			○	
38	滝谷	北山	滝谷	2				○	
39	神条	郷ノ瀬	神条 2	2	町道 40m			○	
40	吉川	脇ノ入	吉川東 2	2				○	
41	松本	前田	松本	3				○	
42	立石	江又苧	立石	1	町道 30m			○	
43	川西	泉根	川西	4				○	
44	稲川	中田	稲川 3	2				○	

## 4-5 山地に起因する災害危険箇所

## 1 崩壊土砂流出危険地区

令和4年4月1日現在

番号	位置		危険度	直接保全対象施設等		面積 (ha)	保安林 関係
	大字	小字		人家	公共施設等		
1	柿木	猿田	B	27	1	14.40	
2	滝谷	西山	B	13		0.96	
3	吉川	脇ノ入	B	12	1	6.00	有
5	大釜谷	明田	B	16	1	13.20	有
6	吉水	大稲場	C	7		9.00	有
7	相田	川畑	C	9		12.00	有
8	常楽寺	仏長	B	11	1	0.42	
9	常楽寺	水川内	B	15	1	0.90	有
10	常楽寺	三ノ沢	B	21	1	7.80	有
11	市野坪	大山	B	16		3.30	有
12	中山	前田	B	16	1	7.80	有
13	吉川	脇ノ入	B	7		0.13	有

## 2 山腹崩壊危険地区

令和4年4月1日現在

番号	位置		危険度	直接保全対象施設等		面積 (ha)	保安林 関係
	大字	小字		人家	公共施設等		
1	大寺	後山	A	15	1	1.00	有
2	乙茂	稲場	B	10		1.00	
3	乙茂	稲場	A	10	1	1.00	
4	上中条	湯谷入	A	14		1.00	
5	上中条	湯ヅ谷	B	5		1.00	
7	井鼻	稗田	A	138	2	2.00	
8	上中条	入山	A	12		1.00	
9	沢田	松ヶ入	B	12		1.00	
10	沢田	松ヶ入	B	8		2.00	
14	柿木	河内	C	7		2.00	
16	米田	御堂ヶ入	A	104	1	2.00	
17	柿木	前田	C	2		1.00	
18	柿木	前田	C	8		1.00	
19	柿木	繁道	B	8	1	1.00	
20	中山	宮田	B	12	1	1.00	
21	中山	宮田	C	6		1.00	
22	米田	トウス作り	A	15	1	2.00	
23	小竹	脇ノ谷	C	6		1.00	
24	大門	門前	B	1	1	2.00	
25	大門	門前	B	33		2.00	有
26	大門	門前	B	111	1	1.00	有
29	松本	前田	A	31	1	1.00	
30	神条	前田	A	25		1.00	
31	神条	清水尻	B	8		2.00	
32	滝谷	前田	C	9		1.00	
33	滝谷	北山	A	13		2.00	
34	滝谷	前田	B	13		1.00	有
35	滝谷	前田	B	20	1	2.00	
37	稲川	滝ヶ入	C	9		1.00	
38	稲川	塩坪	B	17		1.00	
39	川西	泉根	A	29		1.00	
40	川西	山ノ谷	B	21	1	1.00	有
41	別ヶ谷	鴻ノ巣	A	15		1.00	
42	別ヶ谷	三十苺	A	16		1.00	
43	小釜谷	稲場下	C	2		1.00	有
44	吉川	脇ノ入	A	18	1	2.00	有
45	吉川	脇ノ入	B	12	1	1.00	有
46	稲川	池ノ尻	B	7		2.00	有
47	稲川	池ノ尻	A	12		4.00	
48	稲川	池ノ尻	A	14		3.00	
49	稲川	土橋	B	44		1.00	有
50	船橋	谷内山	C	3		2.00	

番号	位置		危険度	直接保全対象施設等		面積 (ha)	保安林 関係
	大字	小字		人家	公共施設等		
51	小木	タテ	A	27	1	2.00	
52	桂沢	屋岸	B	10		2.00	
53	大釜谷	五俵苧	B	11		2.00	
54	大釜谷	太郎川内	A	14		3.00	
55	柿木	前田	C	2		1.00	
56	滝谷	西山	B	9	1	1.00	
58	山谷	水押	C	3		1.00	
61	別ヶ谷	池ノ平	C	4		1.00	
63	相田	大門	C	2		1.00	
64	常楽寺	水川内	B	6		1.00	
67	羽黒町	羽黒町	A	25	1	1.00	
68	石井町	天神山腰	A	123	3	4.00	有
69	米田	イハラ山	B	2	1	1.00	
70	米田	二百苧	C	2		1.00	
71	川西	後谷	B	11		1.00	
72	立石	江又苧	C	3		1.00	
73	川西	山ノ谷	C	3		1.00	
74	川西	山ノ谷	C	3		1.00	
75	川西	山ノ谷	C	5		1.00	
76	稲川	南沢	C	8		1.00	
77	船橋	三島谷	B	6		1.00	
78	船橋	三島谷	B	5		1.00	
79	船橋	宮ノ下	C	2		1.00	
83	田中	此入	C	2		1.00	
84	田中	倉谷	C	2		1.00	
85	石井町	十二社	A	112	1	2.00	有
86	大釜谷	五俵苧	C	4		4.00	有
87	小木	矢郷	C	3		3.00	有
88	立石	石畑	C	5		1.00	
89	柿木	シテノ	C	3		3.00	
90	大寺	別ヶ谷	C	1		1.00	
91	相田	荒谷	C	1		2.00	
92	松本	杉崎	C	3		1.00	
93	大寺	後山	A	19		3.00	有
94	大寺	後山	C	4		1.00	
95	乙茂	坂縄	C	7		2.00	
97	馬草	坊ヶ入	C	3		1.00	有
98	乙茂	寺前	A	2	1	1.00	
99	乙茂	稲場	C	8		1.00	
100	上中条	湯ヅ谷	B	2	1	1.00	
101	上中条	保ノ木	B		1	1.00	
102	上中条	前谷地	A	17		4.00	
103	上中条	入山	B	7		1.00	
104	上野山	大林	C	7		1.00	
105	米田	家掛り	C	3		1.00	

番号	位置		危険度	直接保全対象施設等		面積 (ha)	保安林 関係
	大字	小字		人家	公共施設等		
106	米田	かた田	A	6		3.00	
107	米田	牛堀田	B	13	1	1.00	
108	立石	江又苧	B	2	1	1.00	
109	大門	不ドノ	B	7	1	2.00	
110	沢田	日山	A	35		8.00	有
111	沢田	日山	B	14		2.00	
112	上中条	笹原	C	1		1.00	
113	上中条	前谷地	C	4		1.00	
114	沢田	松ヶ入	C	4		1.00	
115	沢田	谷地原	A	5		1.00	
116	沢田	谷地原	C	2		1.00	
117	沢田	城山	C	7		1.00	
118	藤巻	釜ノ口	C	3		1.00	
119	藤巻	中ノ坪	B	7		2.00	
120	沢田	城山	C	7		2.00	有
121	沢田	源十郎	B	9		1.00	
122	神条	宮ノ下	B	13	1	1.00	
123	神条	三林	C			1.00	有
124	大門	入り	B	11		1.00	
125	大門	越巻	A	5		2.00	
126	山谷	水押	C	3		1.00	
127	山谷	水押	C	2		1.00	
129	別ヶ谷	竹ノ内	C	3		1.00	
130	山谷	滝田	C	5		1.00	
131	小釜谷	寺田	A	28		3.00	
132	神条	前田	B	16		1.00	
133	神条	郷ノ瀬	C	5		1.00	
134	神条	清水尻	C	4		1.00	
135	神条	松バサキ	C	5		1.00	
136	滝谷	前田	A	21		2.00	
137	滝谷	西山	A	6	1	1.00	
138	滝谷	前田	C	9		2.00	
139	滝谷	北山	B	9		2.00	
140	藤巻	芋ヶ入	B	5		1.00	有
141	米田	御道ヶ入	C	7		1.00	
142	小竹	松ノ木田	A	10		2.00	
143	中山	宮田	C	1		1.00	有
145	小竹	石畑	C	3		5.00	有
146	小竹	かもくくり	C	1		1.00	
147	立石	三道苧	C	2		1.00	
148	立石	江又苧	C	6		1.00	
149	川西	山ノ谷	B	11		2.00	
150	川西	泉根	A	12		1.00	
151	川西	山ノ谷	C	3		1.00	
152	稲川	船谷	C	4		1.00	

番号	位置		危険度	直接保全対象施設等		面積 (ha)	保安林 関係
	大字	小字		人家	公共施設等		
153	稲川	池ノ尻	A	11		2.00	
154	船橋	宮ノ下	B	12		1.00	
155	船橋	南谷	A	15		5.00	
156	田中	此入	A	19	2	6.00	
157	市野坪	清水田	C	4		1.00	
158	田中	荊崎	B	10		3.00	
159	常楽寺	天神堂	A	30		5.00	有
160	小木	町ノ裏	B	12		1.00	
161	相田	大門	B	7		1.00	
162	相田	大門	C	4		1.00	
163	川西	才ノ神	C	9		1.00	
164	小木	タテ	C			1.00	
165	吉水	前田	C	3		1.00	有
166	吉水	前田	B	8		1.00	有
167	別ヶ谷	鴻ノ巣	C	7		1.00	
169	小釜谷	岩田	B			4.00	有
170	小釜谷	岩田	B			6.00	有
171	相田	川畑	A	14		6.00	有
172	常楽寺	水川内	C	2		2.00	
173	常楽寺	杉ノ入	C	8		1.00	有
174	常楽寺	杉ノ入	B	2		1.00	
175	井鼻	川向	B	3		2.00	
176	上中条	前谷地	B	4		2.00	
177	米田	七枚瀬町ノ上	A	12		2.00	
178	小木	大清水	C	6		1.00	
179	立石	堤田	C	1		1.00	
180	稲川	中田	C	4		2.00	
181	常楽寺	杉ノ入	C	3		2.00	
182	小木	矢郷	C	7		1.00	
183	柿木	前田	C	4		4.00	
184	小釜谷	上ノ内	C	3		1.00	
185	久田	入カウヤ	C	6		2.00	
186	乙茂	稲葉	C	4		1.00	
187	市野坪	仲田	C	4		2.00	
188	久田	坊山	A		1	1.00	
189	久田	千原	C	1		2.00	
190	久田	タキノ上	B	1		1.00	
191	沢田	城山	C	1		1.00	
192	馬草	居掛	C	2		1.00	有
193	常楽寺	仏長	C	1		1.00	有
194	田中	水神	B	1		1.00	

## 4-6 保安林指定箇所

令和4年4月1日

番号	位置			保安林種別	指定面積 (ha)
	大字	小字	地番		
0010	相田	横根	1400 外 2 筆	航行目標	0.4957
0020	住吉町	竹ノ小路	557 外 1 字 1 筆	土砂崩壊防備	0.6617
0021	滝谷	前田	289 外 1 筆	土砂崩壊防備	0.2547
0030	石井町	十二山	581-1 外 2 字 3 筆	土砂崩壊防備	0.8368
0031	米田	御道ヶ入	56-1	土砂崩壊防備	0.0835
0035	住吉町	乳母山腰	576-2 外 3 筆	土砂崩壊防備	0.1295
0040	木折町	木落山	693-1 外 2 筆	土砂崩壊防備	0.7429
0050	尼瀬	中畑	1058 外 8 筆	土砂崩壊防備	0.1659
0060	常楽寺	油坪	1342-3 外 13 筆	水源かん養	6.6032
0070	吉水	横根	391 外 8 筆	土砂流出防備	0.6214
0071	小釜谷	横手	435-2 外 26 筆	土砂流出防備	2.6597
0072	吉水	草生水	8-1 外 3 字 122 筆	土砂流出防備	8.3736
0073	大釜谷	八ヶ入	916-1 外 1 字 21 筆	土砂流出防備	0.9149
0074	大釜谷	コユリ山	1142 外 26 字 686 筆	水源かん養	28.8021
0075	吉水	湯谷	500 外 9 筆	土砂流出防備	3.1454
0080	大門	門前	86-5 外 7 筆	土砂崩壊防備	2.4852
0090	稲川	稗田入	1927 外 7 筆	土砂流出防備	2.5555
0100	小竹	カチヤ	286 外 18 筆	土砂崩壊防備	2.8877
0110	吉川	脇ノ入	460 外 27 筆	土砂流出防備	1.8102
0120	中山	宮田	531-1 外 2 筆	土砂流出防備	1.5357
0130	吉川	萱立場	857 外 8 筆	土砂崩壊防備	2.6254
0140	吉川	南河内	1106-1 外 17 筆	土砂崩壊防備	2.0268
0141	吉川	萱立場	1001 外 1 字 50 筆	土砂流出防備	11.3711
0150	山谷	諏訪入	400 外 6 筆	土砂崩壊防備	1.3534
0160	大釜谷	五俵刈	233-1 外 1 字 20 筆	土砂流出防備	0.9574
0161	小釜谷	稲葉下	588-1 外 1 筆	土砂崩壊防備	0.2368
0170	稲川	池ノ尻	1149-1	土砂流出防備	1.811
0180	相田	屋代谷	931-甲 外 11 筆	土砂流出防備	0.5319
0190	常楽寺	水川内	965 外 32 筆	土砂流出防備	2.7174
0210	乙茂	稲場	716-1 外 1 筆	土砂崩壊防備	0.0962
0220	沢田	城郎郷地	2156 外 13 筆	土砂流出防備	1.5636
0230	市野坪	モチ田	635 外 1 字 53 筆	土砂流出防備	6.4496
0240	柿木	前田	95 外 1 筆	土砂崩壊防備	0.2409
0250	柿木	河内	567 外 2 筆	土砂崩壊防備	0.4945
0260	大寺	後山	836-1	土砂崩壊防備	0.1090
0270	川西	山ノ谷	657-14	土砂崩壊防備	0.1178
0280	勝見	荒谷	1407-乙 外 58 筆	土砂流出防備	5.7487
0290	勝見	蛇崩	353 外 20 筆	土砂流出防備	0.3666
0300	相田	屋代谷	889 外 21 筆	土砂流出防備	1.4363
0301	相田	屋代谷	911 外 5 筆	土砂流出防備	0.1293
0310	船橋	谷内山	544 外 12 筆	土砂流出防備	1.0468
0311	相田	屋代谷	930 外 1 字 6 筆	土砂流出防備	0.2854

番号	位置			保安林種別	指定面積 (ha)
	大字	小字	地番		
0320	相田	横根	1316 外 12 筆	土砂流出防備	1.6098
0330	神条	松ハ崎	1551 外 2 筆	土砂流出防備	0.5254
0331	神条	松ハ崎	1539-乙 外 14 筆	土砂流出防備	1.1298
0340	山谷	水押	476 外 5 筆	土砂流出防備	0.2566
0350	市野坪	釜ノ口	301-1 外 1 筆	土砂崩壊防備	0.6759
0360	大釜谷	浦ノ畑	633 外 1 字 8 筆	土砂崩壊防備	0.9580
0370	別ヶ谷	鴻ノ巣	118-2 外 1 字 6 筆	土砂崩壊防備	0.9619
0380	常楽寺	油坪	1410-2 外 32 筆	土砂流出防備	0.6128
0390	中山	宮田	671-1 外 6 筆	土砂崩壊防備	2.1477
0400	柿木	猿田	801-1 外 5 筆	土砂流出防備	3.2367
0410	吉川	脇ノ入	444 外 11 筆	土砂流出防備	1.0059
0420	沢田	城山	1975-1 外 17 筆	土砂流出防備	1.8076
0430	小釜谷	岩田	388-1 外 11 筆	土砂流出防備	0.5669
0440	小釜谷	横手	1-1 外 1 字 42 筆	土砂流出防備	2.3178
0450	馬草	宮ノ後	225-1 外 1 字 11 筆	土砂崩壊防備	1.9022
0470	豊橋	前田	271-乙 外 11 筆	土砂崩壊防備	1.4976
0480	常楽寺	杉ノ入	221-2 外 4 筆	土砂崩壊防備	0.1438
0490	常楽寺	天神堂	251-1 外 1 筆	土砂崩壊防備	0.1139
0500	常楽寺	杉ノ入	132-5 外 3 筆	土砂崩壊防備	0.7615
0510	吉水	前田	997-1 外 7 筆	土砂崩壊防備	2.4903
0520	稲川	塩坪	3123 外 1 字 3 筆	土砂崩壊防備	1.3260
0530	石井町	諏訪ノ上	600-1	土砂崩壊防備	0.0297
0540	沢田	日山	361-1 外 5 筆	土砂崩壊防備	2.4237
0550	常楽寺	杉ノ入	1660 外 1 字 75 筆	土砂流出防備	12.3568
0560	藤巻	芋ヶ入	1369-1 外 12 筆	土砂崩壊防備	0.8639
0570	大寺	後山	836-2	土砂崩壊防備	0.0198
0580	常楽寺	油坪	1407 外 6 筆	土砂流出防備	1.1641
0590	相田	榎畑	1047-1 外 2 字 224 筆	土砂流出防備	22.2979
0600	吉水	浄念坊	439-乙 外 2 字 90 筆	土砂流出防備	9.9601
0610	小竹	カモククリ	525-1 外 1 字 21 筆	土砂流出防備	3.7209
0620	小竹	カチャ	287 外 1 字 4 筆	土砂崩壊防備	0.6345
0630	神条	シツテ河内	1344 外 40 筆	土砂流出防備	1.1456
0640	常楽寺	三ノ沢	1186 外 11 筆	土砂流出防備	3.7254
0650	中山	宮田	571-1 外 2 筆	土砂崩壊防備	1.9833
0660	神条	ズイ百刈	1135-1 外 1 字 50 筆	土砂流出防備	3.9309
0670	小釜谷	横手	477-1 外 2 筆	土砂流出防備	0.5616
0680	大釜谷	釜ヶ入	952 外 7 字 58 筆	水源かん養	1.3761
0690	常楽寺	佛長	740-1 外 5 筆	土砂崩壊防備	0.9571
0700	相田	川畑	657 外 1 筆	土砂流出防備	0.0317
0710	尼瀬	岩舟町	196-4 外 2 字 5 筆	土砂崩壊防備	0.1312
0720	大釜谷	太郎川内	578-1 外 1 筆	土砂崩壊防備	0.1731
0730	吉川	脇ノ入	503 外 63 筆	土砂流出防備	3.2343
0740	久田	坊山	998-1 外 1 字 7 筆	土砂崩壊防備	1.3339
0750	小釜谷	横手	1-2 外 13 筆	土砂流出防備	0.0609

## 4-7 雪崩発生危険箇所

令和4年4月1日

番号	位置		人家		延長 (m)	路線名等	種類	防止施設の 状況
	大字	小字	戸	人				
1	川西	松ヶ脇	5	26	県道 100m	寺泊西山線	民有林	
2	柿木	繁道	1	3	町道 50m	繁道線	民有林	
3	大釜谷	太郎川内	3	11	町道 150m	大釜谷西線	民有林	
4	藤巻	綿打			町道 50m	藤巻柿木線	民有林	
5	小釜谷	横手			町道 60m	小釜谷中永線	民有林	雪崩発生予 防柵
6	小釜谷	横手			町道 100m	小釜谷中永線	民有林	雪崩発生予 防柵
7	小釜谷	上の山			国道 30m 町道 30m	国道 352 号 小釜谷中永線	民有林	
8	滝谷	前田			町道 30m	六郎女線	民有林	
9	大寺	大縄			町道 50m	大寺馬草線	民有林	
10	別ヶ谷	竹ノ内			町道 80m	西山別ヶ谷線	民有林	
11	小竹	石畑			町道 80m	立石稲川線	民有林	
12	小竹	大林			町道 30m	上中条米田中山線	民有林	
13	上中条	清水谷地			町道 40m	上中条米田中山線	民有林	
14	沢田	日山			県道 60m	寺泊西山線	民有林	
15	小釜谷	横手			町道 60m	小木ノ城線	民有林	
16	大釜谷	萱場			町道 50m	小木ノ城線	民有林	
17	大釜谷	萱場			町道 100m	小木ノ城線	民有林	
18	相田	黒山			町道 130m	芝峠線	町有林	
19	別ヶ谷	才ノ神			県道 20m	寺泊西山線	民有林	
20	常楽寺	杉ノ入	2	5	町道 200m	小木常楽寺線	民有林	
21	常楽寺	杉ノ入	3	10	町道 200m	小木常楽寺線	民有林	
22	稲川	中田	2	5	河川 200m	中田川	民有林	
23	大釜谷	五俵苅			河川 200m 町道 200m	大釜谷川 大釜谷西線	民有林	
24	大門	門前	4	12			民有林	
25	尼瀬	兀山下、 外	143	430			民有林	
26	羽黒町	アゲ山、 外	149	450			民有林	
27	井鼻	稗田、外	118	350			民有林	

## 4-8 河川関係重要水防箇所

令和4年4月1日現在

河川名	大字	現況 (評定基準)	重要度			要 注意 区間	予想 される 危険	対策水防工 法
			重点 区間	A	B			
島崎川	田中	水衝 洗掘			右 238		欠壊	木流し工
	田中	越水			左 748		越水 欠壊	積み土のう 工 木流し工
	船橋	水衝 洗掘			右 686 左 700		越水	積み土のう 工
	沢田	越水			右 4,613 左 4,750		越水 欠壊	積み土のう 工 木流し工
藤巻川	藤巻	越水			右 300 左 300		越水 欠壊	積み土のう 工 木流し工
稲川	稲川	越水			右 230 左 230		越水	積み土のう 工
常楽寺川	常楽寺	越水			右 745 左 704		越水 欠壊	積み土のう 工 木流し工
市野坪川	船橋	越水			左 373		越水	積み土のう 工
	船橋	越水			左 287		越水	積み土のう 工
相場川	下小竹	越水			右 100 左 100		越水 欠壊	積み土のう 工 木流し工
立石川	米田	越水			右 132		越水 欠壊	積み土のう 工 木流し工

## 4-9 海岸保全区域指定箇所

令和4年4月1日現在

番号	海岸名	大字	延長	主要な施設の種類	備考
1	出雲崎漁港海岸	尼瀬	536.0m	護岸	
			54.4m	緩傾斜護岸	
2	出雲崎漁港海岸	尼瀬～井鼻	2,128.0m	護岸	

## 4-10 宅地等浸水危険箇所

令和4年4月1日現在

集落数	浸水の状況		保全対象	
	面積 (ha)	排水方法	人家	公共建物
2	1.5	自然排水	17	

## 4-11 最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積

令和4年4月1日現在

### (1) 最高津波水位

#### ①沿岸（全海岸線）の最高津波水位

	津波水位（標高 T.P.m）	最大値の津波断層モデル
出雲崎町	3.1～6.0	F42（佐渡西方・能登半島北東沖）

#### ※最高津波水位（沿岸（全海岸線））

各市町村における、海岸線から沖合約 30mの各地点（全海岸線）の津波水位の最高値（津波水位は、東京湾平均海面（T.P.）（陸地の標高 0mの基準）からの海面の高さ）

#### ②沿岸代表地点の最高津波水位

	津波水位（標高 T.P.m）	最高水位の地点	津波断層モデル
出雲崎町	3.3～4.0	勝見マリーナ	F42（佐渡西方・能登半島北東沖）

#### ※最高津波水位（沿岸代表地点）

各市町村における、各代表地点（標高 T.P. -1m程度の地点）の津波水位の最高値

### (2) 影響開始時間

	影響開始時間	
	時間	津波断層モデル
出雲崎町	5～10 分	長岡平野

#### ※影響開始時間

沿岸 64 の代表地点（標高 T.P. -5m程度の地点）において初期水位（朔望平均満潮水位）から 20cm 上昇または低下したときの市町村別の最短時間

### (3) 浸水面積

	浸水面積（ha）※浸水深 1cm 以上
出雲崎町	49

#### 【津波断層モデルについて】

国が公表した 60 断層モデルのうち新潟県に影響が大きい 7 断層及び、平成 25 年 12 月に県が公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、陸域から海域に伸びる 2 断層の計 9 断層を選定し、その 9 断層の中から、地域ごとに影響の大きい津波断層を選定し、津波断層モデルごとの計算結果を算出し、津波対策上、最大となるエリアや値を表示しています。

#### 【津波浸水想定で選定した津波断層モデル】

##### ○国公表による津波断層モデル

F30（秋田・山形沖）、F34（県北・山形沖）、F35（佐渡北）、F38（越佐海峡）、F39（佐渡西）、

F41（上越・糸魚川沖）、F42（佐渡西方・能登半島北東沖）

##### ○県が平成 25 年 12 月に公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、今回の津波浸水想定でも採用した津波断層モデル

長岡平野西縁断層帯（弥彦－角田断層）、高田平野西縁断層帯



出雲崎町地域防災計画  
(資料編)

令和5年2月修正

発行 出雲崎町総務課